

令和5年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

令和5年3月20日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（17名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君	産業振興課長	佐伯芳幸君
障害福祉課長	大法努君	健康推進課長	志村明子君
教育総務課長	斎藤謙二郎君		

議事日程

- 第 1 第 3 1 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計補正予算（第 1 1 号）
〔総務委員会審査・所管事務調査報告 日程第 2～日程第 1 2〕
- 第 2 第 6 号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第 3 第 7 号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例
- 第 4 4 第 2 1 号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情
- 第 5 5 第 2 号陳情 弁護士費用 3 億 5, 0 0 0 万円の発生を回避する措置を求める陳情
- 第 6 5 第 6 号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情
- 第 7 5 第 3 号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情
- 第 8 5 第 1 号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情
- 第 9 5 第 4 号陳情 憲法第 1 6 条の解釈を明らかにすることを求める陳情
- 第 1 0 5 第 5 号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情
- 第 1 1 5 第 7 号陳情 日本学術会議による 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日声明を支持し、内閣府「方針」（同年 1 2 月 6 日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情
- 第 1 2 行政のデジタル化について
〔厚生文教委員会審査・所管事務調査報告 日程第 1 3～日程第 1 4〕
- 第 1 3 第 1 9 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて
〔建設環境委員会所管事務調査報告 日程第 1 5〕
- 第 1 5 東大和の特産品による産業の活性化について
〔予算特別委員会審査報告 日程第 1 6～日程第 2 0〕
- 第 1 6 第 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計予算
- 第 1 7 第 2 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 8 第 3 号議案 令和 5 年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 1 9 第 4 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 0 第 5 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計予算
- 第 2 1 委第 1 号議案 東大和市議会の個人情報保護に関する条例
- 第 2 2 委第 2 号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2 3 委第 3 号議案 交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書
- 第 2 4 議第 1 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 2 5 議第 2 号議案 保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書
- 第 2 6 議第 3 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 6 まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 3月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る3月15日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

配付しておりますとおり、委員会提出議案3件、議員提出議案3件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

なお、議第3号議案につきましては全議員による提出となっております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第31号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第31号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第31号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が長期化する中、消費活性化事業に係る東京都の補助金の交付額が増額したこと等により、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当残が生じますことから、これを活用し、子育て世帯への支援として、令和5年度の児童・生徒の給食への影響が及ばぬよう学校給食食材料費高騰対応助成金の増額を行うこと、また2月に実施いたしました消費活性化事業が好調だったことに伴い消費活性化事業委託料を増額すること、出産・子育て応援事業の給付方法の変更により予算の組替えによる給付金等を計上すること、サービス利用者の増等により障害者自立支援給付費を増額すること、狭山保育園の冷蔵庫の故障に伴います冷蔵庫購入費を計上することにつきまして、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,153万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404億4,022万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款におけます主な補正項目の説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は5,667万円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額であります。

第16款の都支出金は5,354万9,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金、東京都生活応援事業事務費補助金及び事業費補助金の増額であります。

第19款の繰入金は2,131万5,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は7,996万7,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び狭山保育園運営費の増額であります。

第4款の衛生費は、補正額はゼロ円ですが、出産・子育て応援事業費における予算の組替えであります。

第7款の商工費は1,841万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は3,315万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。1の追加であります。

第10款教育費、第5項保健体育費の新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,315万7,000円ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯への支援として、令和5年度の児童・生徒の給食への影響が及ばぬよう学校給食食材料費高騰対応助成金により助成するものであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（神山 尚君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書を御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金は5,667万円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金は3,991万6,000円の増額ですが、対象事業費の増に伴います障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1,675万4,000円の増額ですが、交付限度額の増に伴うものであります。

9ページをお開きください。

16款都支出金は5,354万9,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は1,995万8,000円の増額ですが、対象事

業費の増に伴います障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2項都補助金、5目商工費都補助金、1節商工費補助金は3,359万1,000円の増額であります。消費活性化事業に対する追加交付額の決定に伴い、東京都生活応援事業事務費補助金は93万9,000円を増額、同じく事業費補助金は3,265万2,000円を増額するものであります。

11ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2,131万5,000円の増額であります。一般会計補正予算（第11号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億3,153万4,000円の増額で、補正後の予算額は404億4,022万9,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

3款民生費は7,996万7,000円の増額であります。

1項社会福祉費、4目障害者福祉費、3の自立支援給付費等事業費は7,983万2,000円の増額であります。グループホーム、就労継続支援B型等のサービス利用者の増及び福祉・介護職員等ベースアップ加算による報酬の増に伴います自立支援給付費の増額であります。

2項児童福祉費、3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は13万5,000円の増額であります。故障に伴います冷蔵庫購入費の計上であります。

15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、8の出産・子育て応援事業費は、補正額はゼロ円であります。流産や死産等の方への給付を委託から直営に変更することに伴い、消耗品費及び出産・子育て応援給付委託料を減額し、電算機器購入費及び出産・子育て応援給付金を計上するものであります。

17ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,841万円の増額であります。消費活性化事業委託料の増額であります。

19ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,315万7,000円の増額であります。学校給食食材料費高騰対応助成金の増額であります。この増額につきましては、今回同時に繰越明許費の追加補正を行い、令和5年度の食材料費の高騰に対応するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億3,153万4,000円の増額で、補正後の予算額は404億4,022万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございました。

では、何か質疑をさせていただきます。

まず補正予算書の14ページ、自立支援給付費等事業費についてでございますけれども、扶助費が増額となっており、御説明の中では、福祉・介護職員等ベースアップ加算による報酬の増やサービス利用者の増による給付

費の増とのことでしたが、内容の詳細をお伺いさせていただければと思います。また、サービス利用者の増について、来年度以降の見込みと、その理由についてもお伺いをいたします。

次に、補正予算書17ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますけども、こちら、消費活性化事業委託料が増額となっております。市民や商店の方々から好評を得ていたというふうに思いますが、2月に実施した事業の効果等について詳細をお伺いさせていただければと思います。

次に、補正予算書の20ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますけども、学校給食食材料費高騰対応助成金の増額を計上しておりますが、その取組内容はどのようなものなのかお伺いをいたします。また、物価高騰等への対応に係る助成金について、児童・生徒1人当たり幾らの効果額になるのかもお伺いをいたします。

次に、学校給食費の保護者負担軽減についてでございますけども、食料品の値上げは依然として続いております。そこで、現状よりさらに物価高騰した場合、追加の支援策についても検討していただきたいというふうに考えておりますが、その点についてもお伺いをいたします。

最後に、給食費の無償化であれば保護者の皆さんにその恩恵が伝わりやすいというふうに思いますが、今回は食材の値上がり分の助成を継続するというので、これも保護者から見ればありがたいことなのですが、なかなか保護者の方にその取組自体が認知されていないようにもお見受けいたします。非常によい取組ですから、ぜひ保護者の皆様に伝わるようPRしていただきたいというふうに思いますが、市の認識をお伺いいたします。

以上です。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書14ページ、自立支援給付費等事業費についてでございます。

補正予算の対応が必要になった理由、要因につきましては、福祉・介護職員等のベースアップ等支援加算により、障害福祉サービス事業所の職員の収入が3%程度、月額にして平均9,000円相当を引き上げる処遇改善を実施する事業者の増加に伴い、給付費が増加したものであります。また、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスの利用の増やグループホームの新規利用者が見込みよりも増えたことが給付費が増加した要因でございます。

次に、令和5年度以降の見込みでございますが、グループホームの利用については引き続き増えていくものと推測をしております。国の基本的な指針に基づき、施設入所者の地域移行が進められていること、また在宅からの利用ニーズが高いことから、現計画であります第6期障害福祉計画の見込み数値を上回る状況となっております。

今後も介護者の高齢化、親亡き後を見据え、在宅からのグループホームへの移行が進んでいくものと考えております。

以上でございます。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書17ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における、2月に実施したキャッシュレス決済による消費活性化事業の効果等の詳細についてであります。まず経済効果といたしましては、一般に経済活動が低迷すると言われる2月におきましても、期間中の決済額が過去最高の5億4,976万414円となりまして、前回9月のキャンペーン比で約34%の増となっております。また、店舗数につきましては512店舗が参加し、9月キャンペーンよりも22店舗増加いたしました。東大和市商工会を通じて事業者から、過去最高の売上げとなった、また新たな顧客獲得につながったなどの声を頂いております。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書20ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の学校給食食料費高騰対応助成金増額についてであります。令和4年度につきましては学校給食食料費が高騰しましたことから、令和4年6月に第3号補正として学校給食食料費高騰対応助成金を計上し、臨時の給食費改定など、保護者の皆様の新たな負担増とならないように対応したところでございます。

学校給食の食料費につきましては現在も価格高騰が続いていることから、国の交付金を活用し、令和5年度分の学校給食食料費高騰対応助成金として増額いたしまして、繰り越して学校給食食料費への助成を行うものでございます。学校給食食料費として使用し、保護者の皆様の負担を増やすことなく、育ち盛りの子供たちの学校給食の質の維持に努めるものであります。

続きまして、次に、今回計上させていただきました助成金、児童・生徒1人当たりの金額でございますが、児童・生徒1人当たりの効果額につきましては、各学年により給食費が違いますことから算出することは困難でございますが、単純に割り返しをいたしますと1人当たり約5,000円となり、こちらは現在の給食費の約1.2か月分に当たります。

次に、さらに物価高騰した場合についてでございますが、その上昇の割合等にもよりますが、まずは活用できる特定財源の情報収集に努めたいと考えてございます。

次に、保護者の方への取組の周知についてでございますが、今年度におきましては教育委員会だより、給食だより、給食センター運営委員会での報告などで助成金について周知をまいりました。今回の給食費への助成につきましても、できる限りの周知に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

7ページ国庫支出金、17ページ商工振興費、19ページ学校給食費のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですけれども、この11号補正で新たに1,675万4,000円、交付金が増額されたということですが、御説明の中で、それ以外にも使い残しなどがあっていろいろ動きがあるということです。どのように動いているのか概要を伺います。

特に、市役所本庁舎の空調設備工事に対してこの交付金を5,000万円、公民館などの老朽化した机、椅子の入替えに約4,000万円充当したことについては、日本共産党として、本来の用途から外れているのではないかとということで反対してきました。この点については是正が図られているのかどうかについても伺います。

それから、16ページの出産・子育て応援事業費、内容は変わらないということですが、委託から直営にというこの経緯について伺います。

それから、19ページの学校給食費ですけれども、この間、学校給食の食料費は保護者負担だということで、給食費に対する助成は行ってこなかったわけですが、今年度と来年度については物価高騰対策ということで助成、補助を行う予算が組まれたということの評価したいと思います。

必ずしも食料費は全額が保護者負担ということではないという実績がこのことによってつくられたことになると考えますけれども、見解を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書7ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございますが、まず今回の補正予算におきまして新たに交付金の限度額が示されたことによりまして、1,675万4,000円の増額をさせていただいたところでございます。これに加えまして、一部充当額の組替えを行っているところがございますが、まず市民や事業者の皆様から大変御好評を得ておりますキャッシュレス決済

を利用した消費活性化事業に係る経費の負担増分に対しまして、新たに限度額が示されましたこの1,675万4,000円、こちらを充当したところでございます。

次に、庁舎空調設備更新工事費に対しましては、当初予算におきまして5,000万円充当する予定でおりまして、こちらは換気性能の向上分のみ充当が可能ということで、使途としては特に外れているものではございませんが、再計算をしまして充当可能額が1,000万円となりましたことから、これを組み替えたものでございます。

ここで消費活性化事業に対しまして東京都からの補助金の増額が見込まれましたことから、これを踏まえた増減により、令和5年度の学校給食の食材料費の高騰に対するため学校給食食材料費高騰対応助成金に3,000万円を充当し、繰越明許費の補正を追加をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○健康推進課長（志村明子君） 補正予算書16ページ、出産・子育て応援事業費のうち、委託料から扶助費への組替えについてでございますけれども、この交付金の対象となる方のうち、流産・死産あるいは出生後お子様を亡くされた方に対し現金給付を行うための組替えでございます。

その経緯といたしましては、令和4年12月に東京都からの説明におきましては、東京都が行う広域的なギフトカタログの制度の中にも流産・死産の方へ配慮した内容を検討するということでの説明があったことから、全てカタログギフト等委託料に組み込んでおりましたところ、今年2月の直近の東京都の説明では、やはり流産・死産または出生後にお子様を亡くされた方に対するカタログギフトの設定が非常に難しいという、そういった説明を受けたことから、また市町村独自でそういう方たちに独自の給付を設定してもよいとの説明があったことから、流産・死産または出生後間もない時期にお子様を亡くされた方の交付金をカタログ等の電子クーポンではなく現金給付という形にするための組替えを行ったものでございます。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書19ページ、学校給食費、20ページ、学校給食食材料費高騰対応助成金増額についてでございますが、今回の助成金につきましては給食費への補助ではございますが、給食食材料費の物価高騰により国の交付金を活用して実施しており、あくまでも一時的・緊急的な対応として助成を行うものであると考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一です。私は、公明党を代表し、令和4年度東大和市一般会計補正予

算（第11号）に対して賛成の立場で討論をいたします。

昨年来の物価高騰、収入増を伴わない中での相次ぐ値上げが家計に重くのしかかっています。緊急事態とも言える今、公明党は、現場の悲鳴を真正面から受け止め、家計負担を和らげるために汗を流してきました。1月使用分から適用されている政府の電気・ガス代の軽減策は、公明党が強力に推進してまいりました。

来月にかけても値上げラッシュが控えています。公明党は、追撃の手を緩めず、予備費の活用と臨時金の活用、そして臨時交付金の積増しを裏づけにした追加の物価高騰対策を政府に要請いたしました。国と地方のネットワークの力で迅速に手を打ち、結果を出していきたい。

第11号補正予算では、質疑でも確認をさせていただきましたように、私ども公明党会派として求めてまいりました物価高騰対策と生活支援の拡充が、コロナの影響とともに物価高騰で苦しい状況を強いられている市民や事業者にきめ細やかな支援策として数多く反映されていることを高く評価いたします。

自立支援給付費等事業費では、福祉・介護職員等へベースアップ等、支援加算によって、障害福祉サービス事業所の職員の収入が3%程度、月額にして平均9,000円相当を引き上げる処遇改善が図られます。コロナ禍の中で御苦労いただいております方々を励まし、御苦労に報いるものと高く評価いたします。

消費活性化事業委託料増額では、一般に経済活動が低迷すると言われていた2月において、前回——9月キャンペーン比で約34%の増、また店舗数も22店舗増加し、過去最高の売上げとなっています。いよいよ「Pay Pay」といえば東大和」と言われるように、次のキャンペーンも期待をしております。

学校給食食材料費高騰対応助成金増額では、食材料費や光熱水費等の高騰による負担軽減が図られ、給食の質の維持もでき、安定的な小・中学校の運営を支援することに加え、保護者の実費負担増を抑制するものであり、児童・生徒1人当たりの効果額は約5,000円で、現在の給食費の約1.2か月分との御説明でありました。

今後とも、安全・安心で子供たちが喜ぶ給食の提供をよろしくお願いいたします。

最後に、物価高騰から市民生活を守るために迅速に対応していただいた市長及び担当職員の御尽力に感謝申し上げます。

以上、公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第31号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）に日本共産党を代表して賛成討論を行います。

国の来年度予算は、増額分のほとんどが防衛費の増に占められる大軍拡予算である一方で、まともな物価高騰対策が組まれないという状況です。物価高騰の下で学校給食費の値上げを行わないため、コロナ交付金を活用しての補助を来年度も行う措置が取られたことは重要です。給食食材料費は保護者負担が原則という枠組みが崩されたのであり、さらに進んで完全無償化に進むよう求めます。第2子半額、第3子以降無償なら4,300万円余りですぐにでも踏み出すことができるはずですが。

また、コロナ危機の下で国からのコロナ交付金がコロナ対策に適切に使われているのかという問題は、大変重要な問題です。日本共産党は、コロナ交付金を本庁舎の空調設備工事に5,000万円、公民館などの老朽化した机、椅子等の交換に約4,000万円充当したことに反対してきました。今回の質疑を通じて、一部とはいえ、是正が図られたことは重要です。

厳格な活用を改めて求め、賛成討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第11号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第 2 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第 3 第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例

日程第 4 4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情

日程第 5 5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情

日程第 6 5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情

日程第 7 5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情

日程第 8 5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情

日程第 9 5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情

日程第10 5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情

日程第11 5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情

日程第12 行政のデジタル化について

○議長（関田正民君） 日程第2 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、日程第3 第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例、日程第4 4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情、日程第5 5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情、日程第6 5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情、日程第7 5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情、日程第8 5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情、日程第9 5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情、日程第10 5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情、日程第11 5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情、日程第12 行政のデジタル化について、以上、議案2件、陳情8件を一括議題に供し、所管事務調査1件につきましては報

告を行います。

以上、11件につきましては、総務委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） ただいま議題に供されました第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情、5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情、5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情、5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、令和5年2月14日及び3月9日に本委員会を開催し、副市长ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

2月14日に開催された本委員会では、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情について審査を行いました。

本件については質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

主な発言は、次のとおりであります。

この陳情に賛成をしたい。昨年7月に安倍元首相が銃殺された事件をきっかけにして、旧統一教会が長く政治の世界にも干渉し、日本の政治を著しくゆがめる効果を与えていたということが懸念される。この関係を国会はもとより、地方議会においても癒着の根を絶つということが大事なのではないかという発言がありました。

次に、旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員は説明責任があると思うが、総務委員会としてアクションを起こすということは別だと思う。政治家個人が説明をしていくべきであり、総務委員会が強制力をもって説明をする場ではないし、内心の自由、信教の自由に抵触する可能性があるとの発言がありました。

次に、国会議員は無答責であり、国会内での公式の発言においては刑事・民事に対する責めを免れるが、地方議員は、公式・非公式にかかわらず、その発言に関しては全ての責めを負わねばならない立場にある。こうした状況において、公式的には合法的な団体である世界平和統一家庭連合に対して、一地方議会ではない本市議会として、捜査権もなく、その調査権をもってしても同団体の違法性を証明し得るものではない。名誉毀損をはじめとした刑事・民事訴訟のおそれが阻却できない以上、本陳情の文言に軽々にうなづくわけにはいかないとの発言がありました。

次に、私自身は東大和市に旧統一教会や関連団体が存在するのかわからず、信者の方々がどのような活動をしているのか、どのような信仰を持っているのかわからない。この陳情で取り上げられている旧統一教会と政治家との関係については、政治家おのおのが自らの政治倫理に基づいて対処すべき課題であると考えたとの発言がありました。

また、全ての委員から、議員個人や会派として旧統一教会とは何らの関係もないという趣旨の発言がありま

した。

自由討議を終了した後、賛成の立場から討論が1件ありました。

討論を終了し、起立採決の結果、起立少数により本件を不採択と決しました。

3月9日に開催された本委員会では、議案2件、陳情7件について審査を行いました。

第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

近隣市での同様の条例の制定状況について、4区分の賠償責任の上限がそれぞれ幾らになるのか。これまでの住民訴訟による損害賠償請求額がこれらを超えることがあったのか。この条例の中で、善意かつ重大な過失がないときと限定をされているが、誰がどのように線引きをするのか。監査委員は令和2年4月施行で東大和市監査基準というのを設けられたということだが、その概要や効果を教えてほしいとの5点の質疑に対して、1点目の26市の状況は、令和4年12月の聞き取り時点では14市が制定済み、その後、1市が制定、現在当市を含めて2市が市議会に上程中となっている。2点目の区分ごとの賠償責任の額は、6倍の区分の市長は9,376万円、4倍の区分の副市長は5,349万円、2倍の区分の中で農業委員会の会長は125万円、1倍の職員は職員ごとの年収額となる。3点目は、当市においては過去に市長等の賠償が発生するような住民訴訟の例はない。4点目、善意かつ重大な過失がないことの証明責任は、地方自治法の規定により市長が判断することになる。また、その判断や管理に疑義がある場合には、住民監査請求、また住民訴訟等を通じて、最終的には裁判所によって判断されることになる。5点目、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律によって、監査委員の合議により監査基準の策定が新たに義務づけられており、当監査委員においても法の施行日に合わせて令和2年4月1日施行で策定し、市議会、市長及び各行政委員会に法令等に基づき送付をしている。この監査基準は、監査等を行うに当たっての必要な基本原則等を規定しており、監査等の範囲、目的、実施基準、報告基準等を規定している。これらに基づき適切に監査等を実施し、また監査等の実施結果についても公表していることから、一定の効果が図られているとの答弁がありました。

自由討議での発言はなく、討論は賛成の立場から1件ありました。

採決の結果、第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例につきましては、本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

本条例案の第3条の詳細な解釈はどのようなものかとの質疑に対して、この第3条の規定により、他の条例等において書面等により行うことが規定されている申請等の手続を、個々の条例等を改正することなくオンライン化することができるということになる。実際にどの手続をオンライン化するかについては、申請の件数や申請者の年代などを考慮しながら個別に検討していくことになる。本条例の規定により、申請等のオンライン化が速やかに対応できるようになるとの答弁がありました。

次に、オンライン申請が可能となった場合に、条例の制定に伴いどのようにマイナンバーカードが活用されるのかとの質疑に対して、条例第3条第4項で、署名等が必要な手続をオンライン化する際にはマイナンバーカードを使用することについて規定をしている。マイナンバーカードを利用することにより厳格な本人確認を

行いながら様々な申請等をオンライン化することが可能となり、市民の利便性の向上につながるものと考えているとの答弁がありました。

次に、この条例制定による市民のメリットと職員のメリットはどのようなものかとの質疑に対して、市民にとっては、市役所に出向くことなく自宅等でいつでも手続等を行うことができるメリットがあり、職員にとっても、申請内容をシステム等に入力する際に手間を省くことができるメリットがあると考えているとの答弁がありました。

この条例制定後に、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、スマートフォンの使い方やオンライン行政手続などを丁寧に教えるデジタル推進等の支援体制の充実・強化が必要ではないかと考えるが、市の見解はどのようなものかとの質疑に対して、行政手続のオンライン化等のデジタル化を推進するに当たり、市民の中にパソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな方がいることを考慮する必要がある。国においてはデジタル推進員等の取組を進めているが、市においても高齢者を対象にしたスマートフォン教室の開催、オンライン化する際に紙の手続を残すことによってデジタルデバイド対策にも取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、手数料の納付について、オンライン決済を同時に進めるのかとの質疑に対して、他の市区町村においては、手数料をクレジットカード等で支払い、住民票等の交付を郵送で受けるようなオンライン申請を導入している自治体があるが、現時点で当市で同様の取組を進めるという計画はない。将来的には検討を進めていく必要があるというふうに考えているとの答弁がありました。

この手続を代理人によって行う場合、今は委任状の添付が用意されているが、デジタル化の推進によって代理人自体がマイナンバーカード等で身分証明できる場合は対応できるような形になるのかとの質疑に対して、オンライン化する際には、厳格な本人確認をするという意味でマイナンバーカードの使用を前提にしている。マイナンバーカードは、本人しか知らない暗証番号を入力することにより本人確認を行うことになる。システム上では、暗証番号等が入力されていることで申請を受理していく形になると考えているとの答弁がありました。

この条例を新たにここで制定することになった理由について教えていただきたいとの質疑に対して、市では、令和4年3月に策定した第五次東大和市情報化推進計画に基づき行政のデジタル化を進めている。この計画の中では、行政手続のオンライン化を施策の一つとして掲げており、オンライン化をより一層推進していく必要があることから、オンライン化等を可能にする通則的な条例として本条例案を提案しているとの答弁がありました。

自由討議での発言はなく、賛成の立場から討論が1件ありました。

採決の結果、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情ではありますが、質疑はなく、自由討議では2名から発言がありました。

この陳情が求めるところは神奈川県の実地に関する問題であり、当市議会がこれに判断・関与する余地はないものとする。当市議会には陳情趣旨を講ずる権限がないと考えられ、また同様に当市議会がその措置を講ずることに理由を見いだせないために、願意を達成することは困難であるとの発言がありました。

自由討議を終了し、起立採決の結果、起立なく、5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避す

る措置を求める陳情は不採択と決しました。

次に、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情ですが、主な質疑は次のとおりであります。

当市において、陳情趣旨に関してどのような状況になっているのかとの質疑に対して、政党機関紙の勧誘・配達・集金に関して、これまで庁舎管理規則で具体的に判断したということはなく、またアンケートなどを職員に対して行っていることもないとの答弁がありました。

市のほうでは、陳情趣旨にあるような問題はないというふうに考えているのかとの質疑に対して、正確に状況を捉えていないということであり、問題があるというふうに判断をされれば改善を図る必要があると認識しているとの答弁がありました。

陳情者が求めるような通達を発すれば、職員の基本的な人権をじゅうりんする違憲行為になるのではないかと考えられるがとの質疑に対して、通達そのものが違憲行為になるかはこれまで判断したことがなく、現時点では分からないとの答弁がありました。

そもそも、議員が市職員の任命や待遇などの影響を与えるような地位にはないと考えるが、議員と職員の関係について市の見解を伺うとの質疑に対して、制度上で言えばそのとおりであると認識しているとの答弁がありました。

陳情にあるような、職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情や、その際に心理的な圧力を感じたということは市はつかんでいないということを確認したいとの質疑に対して、市職員からそういった問題があるという声はこれまでつかんでいないとの答弁がありました。

当市において陳情がいう諸事実があるのか否かは職員に聞き取りやアンケートを行うしかないが、仮に確認調査を必要とすると市が判断した場合にはどのようなことになるのかとの質疑に対して、これまでそのような調査は行っておらず、それが可能となるかどうかについては個別の判断が必要になると考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議は発言がなく、討論は反対の立場から1件の討論がありました。

起立による採決の結果、起立なく、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情は不採択と決しました。

次に、5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情ですが、質疑はなく、自由討議では、陳情文書を拝読したが、この陳情の願意するところを酌み取ることができなかったことから賛成しかねるとの発言がありました。

討論はなく、起立採決の結果、起立なく、5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情についてですが、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

私自身もバイクに乗って止められることが過去にあった。その際に、通達上は法令に合致しているものだったが、現場の職員がその法令通達等を知らず交通違反切符を切ろうとしたという経験がある。そういうことを考えると、この願意は非常によく分かるし、警察権力は強制力を持ち、逮捕権を持っているので、より一層細かいところまで徹底して指導しなければいけない義務があると考えるところから、この陳情に賛成したいとの発言があり、私もこの内容については賛成をしたい。陳情者は、交通取締りそのものを否定しているわけではな

く、これからも重大な犯罪に対する大きな抑止力になっているので、交通の取締りは積極的に継続してほしいということも望んでいる。内容は、警察庁、警視庁ということなので、精査をしながら、陳情趣旨に沿うような形で文章を考えて出したほうが良いと思うとの発言があり、陳情人の実体験によれば通達の内容が徹底されているとは思えず、陳情人の趣旨は妥当なものと考えられることから、本陳情には賛成をしたいとの発言がありました。

自由討議を終了し、討論はなく、採決の結果、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情は、採択と決しました。

また、5第1号陳情につきましては委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に一任されました。

次に、5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情であります。質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議、討論とも発言者なく、起立採決の結果、賛成者なく、5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、5第5号陳情、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情であります。質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

陳情趣旨に、総務委員会に対して強制的な内容の宣言をしないこと、決議をしないこと、調査・質問をしないことなどという文言があるが、これら全てはケース・バイ・ケースであり、我々自身が放棄することはあり得ないと思うので、この陳情には賛同しかねる。

陳情書に書いている憲法に保障された思想・良心の自由、信教の自由というのは決して侵害されてはならない国民の権利であり、民主主義の根本であると思う。しかし、陳情趣旨にあるような事例が当市で見受けられず、将来どのような決議等をしなければならぬような判断がある場面があるかもしれない。この陳情を採択することで将来の判断の自由を拘束してしまうことに関しては慎重にならざるを得ない。

今全国で旧統一教会とその関連団体と地方の行政、地方議会との関係が問題となっている。昨年7月に元信者による安倍元首相の殺害を機に長期にわたって被害を広げてきたことが明らかとなり、先般は被害者救済法が改正をされた。これら一連の行為が反社会的であるとして国民に広く認められているところとなっている。本陳情は、当該団体との関係を遮断すること、その環境調査、質問をしたりすることが思想・良心の自由、請願権法、法の下での平等などの侵害に当たるとしているが、旧統一教会が長期にわたり日本社会において今なお反社会的活動を続けており、続ける自由までは認められるものではない。自治体や政治家が旧統一教会と一切関係を持たないと宣言することは、住民の生命、財産を守り、住民福祉の向上を図る立場からも当然のものだと考えることから、陳情には反対の立場を取る。

陳情趣旨は理解するが、その1に対しては、本市議会の権能を将来的にも縛りつけることになる可能性が高いと考えられることから、賛同はいたしかねる。

信教の自由は憲法上保障されているが、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守するのは当然であり、仮に法令から逸脱する行為があれば、厳正に対処しなければならない。我が党としても、当該団体と関係を断つことを基本方針としてガバナンスコードも出している。政府と我が党は対応に当たっているため、この陳情趣旨の内容に賛同する必要はないと考えているとの発言がありました。

自由討議を終了し、討論は反対の立場から1件ありました。

討論を終了し、起立採決の結果、起立なく、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情は、不採択と決しました。

次に、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情であります。質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

日本学術会議の在り方に関しては、当事者である日本学術会議自体がその改革について検討を進められている。一方、この団体が内閣総理大臣の所轄の下で職務を行い、国によってその運営費が負担されているということから、政府の立場で今後の改革の方針を示されたものと理解している。現在この問題に関して当事者同士の主張にずれが生じている段階であり、互いの主張をそれぞれ尊重しながら、よりよい一致点を目指して両者によるさらなる議論と対話が必要であると考えている。現時点において、一方の当事者にその主張を撤回する申入れを行う必要はないと考えている。

政府の見解とは異なる要望のため、賛同することは適切ではない。6名の任命が見送られた件について、総理大臣は会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるとして、憲法第15条第1項の規定に明らかにされている公務員の任免権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる総理大臣が会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことから、総理大臣に日本学術会議法第17条による推薦のおりに任命すべき義務があるとまでは言えないと考える。特定の学者の任命を見送ったという理由を公表すればその学者の名誉を傷つける可能性もあり、学問の自由を汚しかねないという概念がある。その中で国民から信頼され、理解される存在であり続けるために、徹底した透明化やガバナンス機能の強化が必要であると考えており、この陳情には賛同しかねる。

2022年12月6日に内閣府が発表している日本学術会議の在り方についての方針では、科学的助言等という項目に、「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を適切に推進する」「政府等と日本学術会議との連携の強化・促進に必要な取組等の強化を図る」との文書がある。純粋に学問的な見地から研究に取り組めば、その研究者の問題、関心意識は様々であり、政府がここで掲げたようなことは重なり合うことはあり得ることだと思う。しかし、政府等と問題意識や時間軸を共有することありきでなければならないとする理由はない。軍事費倍増の流れが現実のものとなった今、学問まで国家に服従させられようとする危険な動きだと考える。透明化や独立性を口にするのであれば、理由も示さず6人の会員候補の任命を拒否したところまで遡って、これを撤回するところから出直すべきではないかと考える。

学者・研究者の在り方として、自らの研究内容を正しいものとして社会に問うていくものと考えているが、そこには学問の自由が前提となっている。学者・研究者の集団である学術会議に対して政府は抑制的に接してきたと思うが、その態度変換には政治的な意図が多分に見受けられ、学術会議とは相入れないものとなることは明白であると考えている。こうしたことを踏まえ、政府のほうに抑制的になるべきだと考え、賛同したいとの発言がありました。

討論は、賛成の立場から1件ありました。

起立採決の結果、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情は、賛成多数により採択と決しました。

また、5第7号陳情の陳情趣旨として、日本学術会議が発した声明を東大和市議会が支持し、内閣府方針の撤回を政府に申入れするよう求めると記載をされていることから、本陳情が定例会最終日に議決され、その結

果、採択と決した場合は改めて委員会を開催し、この申入れの方法等について協議を行うことに決しました。

以上が総務委員会における審査経過並びに結果の報告となります。

最後に、行政のデジタル化についてを報告いたします。

本調査は、令和3年9月10日に開催した令和3年第5回委員会において所管事務調査を行うことを決定し、令和5年2月14日に開催した令和5年第1回委員会まで11回にわたって調査を行うとともに、先進自治体として東京都渋谷区、埼玉県入間市の行政視察を行ったものであります。

配付してあります総務委員会所管事務調査報告書を御覧ください。

第3章、東大和市の取組については、「第四次情報化推進計画」と現状についての調査、「第五次情報化推進計画」についての調査、庁内ネットワーク環境の改善についての調査、東大和市デジタル化推進支援業務委託についての調査を掲載し、第4章、先進自治体の取組の調査では、東京都渋谷区、埼玉県入間市の調査概要を掲載してありますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

第5章の調査を終えてでは、本調査を行った取りまとめとして、先進自治体に共通した取組として、1、DX（デジタルトランスフォーメーション）を「やらねばならない面倒なこと」とせず、市民も職員も楽になり、コストも時間も手間も削減できるものと捉えていること。2、先進自治体では、「ありがたい姿／あるべき姿」を描いたうえで、そこから逆算して“いま何をすべきか”を考えるバックキャストという思考法を用いていること。3、首長等のトップマネジメントのリーダーシップにより全庁、全職員が共通認識を持てるような工夫を様々行っていること、4、すべての業務について、前例踏襲ではなく、現状に疑問を持ちながら最適な解を求めるという組織風土を醸成していること、5、外部人材や民間事業者等を活用し、行政と民間のそれぞれが双方の良い部分を活かし融合しながら事業を進めることにより、事業そのもののクオリティを高めるほか、行政の人材育成にもつながっていることの5点を確認いたしました。

東大和市におきましても、現在、行政のデジタル化が着実に進められつつありますが、DX（デジタルトランスフォーメーション）のような新たな分野については、外部人材の活用をはじめとしたさらなる民間活用が必要となってまいります。その際には、バックキャストのような手法を取り入れるなど、時代に合った価値観、スピード感を職員、組織ともに醸成することを期待するものであります。

以上で、行政のデジタル化についての報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

〔総務委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表して、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例に賛成、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情に反対、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情に反対、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情に反対の立場で討論を行います。

まず、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例であります。現在国は、デジタル庁を司令塔として、未来志向のデジタル・トランスフォーメーションを積極的に推進し、短期間のうちにデジタルによる行政サービスを行える環境整備の構築を行っています。その流れに沿う形で今回の条例案も提出されました。

委員会での質疑で改めて確認したように、個々の条例を改正することなく、本条例の制定によって通則的に行政に対する申請手続をオンライン化することが可能となります。また、将来的にはマイナンバーカードを活用してさらなる利便性の向上を図る方向性が確認されました。

私ども公明党は、国においても、地方自治体においても、生活全般にわたって加速度的に進展するデジタル社会の現実行政も迅速に対応できるよう、法制度の確立や環境整備に、より一層の力を注いでいく必要があると考えております。

一方、デジタルデバインドによって行政サービスの享受に不都合が生じる可能性のある市民に対しても配慮した形で進めていくことを望んでおりますし、委員会の質疑の場においてもこの点に対する市の積極的な姿勢も伺うことができました。

以上のことから、本条例の制定に賛同し、多様な市民のニーズに対処しつつ、さらなるICT化とデジタル・トランスフォーメーションの進展を期待いたします。

次に、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情につきましては、まず私ども東大和市公明党の議員5名は、全員が旧統一教会やその関連団体と何らの接点も関係もないことを明言させていただきます。

その上で、今回の陳情では、市長や市議会議員が過去に遡ってその関係性を明らかにし、今後の対応について説明責任を果たす義務があるとなっております。これについてはあくまで政治家個人が自らの政治倫理に基づいて自主的に対処すべき性質のものと考えます。そのため、議会という一定の権限を持つ公的機関が政治家個人の政治倫理に属する事柄に陳情採択という形で強制するような必要があるのか疑問を持っております。

そのため、陳情者が求める義務なるものは、議会として強制力をもってその説明を求めるような性質のものではないと判断いたしますので、今陳情には反対をいたします。

次に、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情についてであります。基本的人権の基礎をなす信教の自由、そして思想・良心の自由については、憲法に明記されているとおり、どのようなことがあっても侵されることはできない国民の当然の権利であり、民主主義の根本となるものであります。

翻って、今回の陳情趣旨に当たるような事例が現在東大和市で起きている事実はないものと認識しております。また、現段階において議会が仮にこの陳情を採択することで、将来の議会における決議等の判断を拘束するようなことには慎重でなければならないと考えます。

よって、現時点において陳情趣旨のような事案が存在しないと判断していることと、将来における議会としての判断を拘束するようなおそれがあるという点において、今陳情には賛同せず反対いたします。

次に、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情についてですが、日本学術会議の在り方に関しては、当事者である日本学術会議自体がその改革について検討を進めている一方、政府としては学術会議が内閣総理大臣の所轄の下で職務を行い、国によってその運営費が負担されていることから、政府の立場から今後の改革への方針を示したものと受け止めております。現在は、この問題に関する当事者同士の主張に食い違いが生じている段階であり、互いの主張そのものをそれぞれが尊重しながら、両者によるさらなる議論と対話が必要であると考えます。

このように政府と日本学術会議が今後の在り方について当事者として議論を続けている最中であり、今国会においては、日本学術会議法改正案提出の調整が進んでおります。したがって、現時点において、本市議会で一方の当事者に対しその主張を撤回する申入れを行う必要性は認められないと判断し、この陳情には反対いたします。

以上です。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に賛成、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情に賛成、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情に反対、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情に反対、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情に賛成、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

まず、第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に賛成の立場で討論いたします。

本条例は、令和2年4月の地方自治法改正に伴い、市長等が善意かつ重大な過失がないときに限り損害賠償責任の一部を免責するものです。地方自治法は、住民の参政権の一つとして、直接請求、自治体が違法・不当な公金の支出などをしたときに住民が住民監査請求をできること、またさらに住民が訴訟することができる住民訴訟を地方自治法第242条でそれぞれ定めています。また、住民監査請求や住民訴訟で損害賠償責任の判決があったときなど、市議会は権利の放棄に関する議決ができる仕組みにもなっております。このため、仕組みのつくり方によっては住民の参政権を損なうこともあり得ます。

この点で、日本弁護士連合会は、地方自治法等の一部を改正する法律案中、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し及び権利放棄議決に関する意見書を発表していますが、本条例案は、これに沿った条例案となっているものと見られます。

また、賠償責任が生じる前に未然に事務の過失を防ぐことが重要です。地方自治法は、地方自治体に対し、違法・不適切な事務の管理・執行を事前に予防するために内部統制体制の整備を導入しています。市は、令和2年4月施行で東大和市監査基準を制定しており、添付された令和5年2月20日付の監査委員の意見でも、本条例の定めが職責、年収等からも相当であるとしています。

以上を踏まえ、本条例に賛成をいたします。

次に、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

旧統一教会及びその関連団体と国会議員、地方議員との癒着関係が政治を大きくゆがめてきたことが明らかとなりました。1980年代から霊感商法により国民への多大な被害を出してきたことが問題視されてきました。

昨年7月の元信者による安倍元首相の殺害を機に、長期にわたりその被害を広げてきたことが明らかとなり、先般は被害者救済法が改正されました。まさにこれらの一連の行為が反社会的であるとして、国民に広く認められるところとなりました。

また、1月24日には、細田博之衆議院議長が公邸で与野党の代表者と面会をし、世界平和統一家庭連合と自身との関係を否定しながらも、安倍元首相と大昔から関係が深いと、その根深さを証言しました。

本陳情は、自治体や政治家が反社会的行為を繰り返す団体である旧統一教会との関係を断ち、自浄作用を発揮することを求めています。政治が同団体との間で一切関係を持たないことを表明することは、住民の生命、財産を守り、住民福祉の向上を図る立場からも当然のことです。したがって、本陳情に賛成をいたします。

次に、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情に反対の立場で討論します。

政党機関紙の購読は、職員個人との個人契約であり、どの新聞を購読するか、またしないかは個人の自由意思に委ねられるものです。また、どの政党の機関紙であれ、その政党に属する議員や党員が自治体職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金を行う活動は憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題になります。これに制限を設けることは許されないものと考えます。

また、陳情がいう優位的な関係を背景に職員に政党機関紙を私費で購入させるよう圧力をかける、職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情などといった事実がないことも委員会の質疑で確認されました。付言すれば、仮に市側がそのような括弧つきの事実を求めようとすれば、職員に対し調査を行わざるを得ませんが、委員会で述べたとおり、川崎市や大阪市で行った調査が憲法違反であったとして、いずれも市側の敗訴が確定をしております。

思想・信条の自由、内心の自由に抵触する本陳情には反対です。

次に、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情に反対する立場で討論します。

4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情で述べたとおり、今全国で問題になっているのは、宗教一般ではなく、旧統一教会など反社会的行為を公然と繰り返す一部の宗教法人やその関連団体と地方行政・地方議会との関係です。

本陳情は、当該団体との関係を遮断することや、その関係を調査、質問したりすることが思想・良心の自由、請願権法、法の下での平等などの侵害に当たるとしています。しかし、旧統一教会が長期にわたり日本社会にお

いて今なお反社会的活動を続ける自由までは認められるものではありません。

自治体や政治家が旧統一教会と一切の関係を持たないと宣言することは、住民の生命、財産を守り、住民福祉の向上を図る立場からも当然のことです。したがって、本陳情には反対すべきものと考えます。

続きまして、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情に賛成の立場で討論します。

政府は、日本学術会議の会員選考をめぐる、第三者から成る選考諮問委員会の新設を盛り込んだ日本学術会議法改正案を今国会に提出するとされています。2020年に菅前首相が学術会議へ推薦した会員候補のうち6人を任命拒否したことは記憶に新しいところですが、こうした政府の関与を強めていこうとする動きがこれまでも続いてきました。

この学術会議で発表した、再考を求める声明にあるように、これまでも学術会議側では、日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて、科学的助言活動の在り方や会員選考プロセスの見直しをはじめとした一連の取組を着実に進めてきましたが、本来は昨年夏、発表するはずであった政府側の案が今年1月に入って発表され、議論の間もないまま今国会で法改正し、選考諮問委員会を設置すると突然持ち出してきました。

2月14日、広渡清吾氏ら、歴代の学術会議会長5人が法案提出に対し、会員選考の自律性がなくなり、アカデミーとしての国際的な信用を毀損するとする声明を発表、政府に方針の再考を求めました。

広渡氏は、選考諮問委員会が科学者でない人で構成される可能性がある、首相が任命拒否をしなくても委員会であらかじめチェックできる、軍事研究が進む弊害がある、法改正は学術会議が積み上げてきた地位を毀損すると指摘。さらに、菅前首相が会員候補6人の任命を拒否した際に会長であった山極壽一氏は、任命拒否については、政府は終わったこととして理由も言わない、権力を持つ者が理由なく権限を行使してはいけないと主張しています。

また、2月19日には、ノーベル賞受賞者ら8人は、日本学術会議法改正につき熟慮を求めますと声明を発表しました。声明は、単に内閣府と日本学術会議との2者の問題ではなく、学術の独立性といった根源的かつ重要な問題につながると強調し、政府は性急な法改正を再考するよう求めています。

今回の法改正の動きは、これまで軍事研究を否定する立場を取ってきた学術会議を改造する狙いなどが指摘され、2020年の任命拒否の際と同様にアカデミーに対する政府の間答無用の介入となっています。

岸田首相らは、選考プロセスの透明化を図るためだとか、独立性に変更を加える考えは一切ないなどと言っていますが、透明化や独立性を口にするなら、まず理由も示さず6人の会員候補を任命拒否したことを撤回するところから出直すべきです。

以上のことから、本陳情に賛成をするものです。

次に、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論します。

令和3年9月7日に棚橋内閣府特命担当大臣は記者会見で、「今般、河野大臣から、交通取締りの際に警察官が作成する交通反則切符について、押印や指印をしなければならないことに対して国民から疑問の声があると問題提起を頂きました。交通反則切符における違反者の押印または指印は、現在も任意で求めているものであり、法的に強制されるものではございません。このことについて、改めて、国民の皆さんに周知を図ってまいります」と述べました。

しかし、陳情人の実体験によれば徹底されているとは思えず、陳情趣旨は妥当なものであると考えます。

このことから、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情に賛成をしました。

なお、この陳情を受けて、後に委第3号議案が提案されますが、同意見書では、陳情趣旨にある押印欄の廃止が文中において明示されていないという陳情者からの御指摘をいただきました。この2つの陳情趣旨、押印欄の廃止、そして押印・指印は任意であると通知をすることはいずれも当然のことであり、意見書に正確に反映されるべきでした。

意見書案に誤りはなく、賛成をいたしますが、陳情趣旨に対して、より正確なものにする上で、私自身にも責任がありました。私自身も一旦同意したものであり、陳情には賛成の上、私自身の陳情審査が不十分であったと反省をしております。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。自由民主党を代表し、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情及び5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情に対して、反対の立場で討論いたします。

まずは、5第5号陳情についてです。

個々の政治家は、国民の皆様からできるだけ幅広い支援をいただくため、政治活動の一環として様々な方々と交流しております。信教の自由については憲法上保障がなされておりますが、社会的に問題が指摘されている団体との関係については、国民に疑念を持たれるようなことがないように十分注意しなければなりません。憲法上の信教の自由は尊重しなければなりません、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならないのは当然であり、仮に法令から逸脱する行為があれば、厳正に対処してはなりません。

自由民主党では既に、今後旧統一教会及びその関係団体との関係遮断を徹底していく方針を表明しており、国民の皆様から疑念を抱かれることのないよう、活動を助長する行為や、これらの組織・団体から不当な政治的な影響力を受ける行為については厳に控える方針を党所属国会議員及び各都道府県支部連合会、地方組織、地方議員への周知を徹底しており、適切に対処しています。

よって、本陳情には賛同する必要がないと考え、反対の立場といたします。

続いて、5第7号陳情についてです。

日本学術会議は、我が国の科学者の、内外に対する代表機関として科学の向上発達を図り、行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させることを目的として、昭和23年7月に制定された日本学術会議法に基づき、昭和24年1月に設立されました。内閣総理大臣が所轄する行政機関であり、年間約10.5億円の国費により運営され、210人の会員は特別職の国家公務員となります。

一方、科学に関する重要事項の審議と実現、科学に関する研究の連絡を図って能率を向上させるという2つの職務を政府から独立して行うこととされており、内閣府設置法において、同会議は特別の機関に位置づけられています。

会員の選出方法については、同会議による推薦に基づいて内閣総理大臣が任命すると日本学術会議法で定められています。任命権者の総理大臣にあっても推薦されていない者を任命することはできない仕組みで、同会

議に一定の独立性が担保されています。

令和2年の会員人事では、同会議が推薦した会員候補6名の任命が見送られました。推薦のとおりには内閣総理大臣が会員を任命する義務を負っているかという点については、平成30年11月に日本学術会議事務局が、「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」で見解をまとめています。

この見解によると、日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第65条及び第72条の規定の趣旨に照らし、総理大臣は、会員の任命権者として日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるとし、憲法第15条第1項の規定に明らかにされている公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる総理大臣に日本学術会議法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられるとしています。

このような政府見解を前提に、菅首相は、公務員になる会員については、現状では事実上、現在の会員が自分の後任を指名することも可能な仕組みだと問題提起した上で、推薦された人をそのまま任命してきた前例を踏襲してもいいのかと考えてきたとし、総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から今回の任命も判断したと表明しています。

政府・与党としては、今回の任命見送りは学術会議法にのっとった対応と捉えています。

日本学術会議は、政府などへの科学的助言を行うことを役割として、国費が投入される機関である以上は、受け手側の問題意識や時間軸などを十分に踏まえながら審議を行っていく必要があります。国民から理解され、信頼される存在であり続けるために、徹底した透明化やガバナンス機能の強化が必要であると考えております。

よって、本陳情には反対の立場として討論させていただきます。

以上をもって、自由民主党を代表しての討論とさせていただきます。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情に反対、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情に賛成、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情に反対、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情に反対の立場で討論を行います。

まず初めに、4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情について、やまとみどりとして、旧統一教会及びその関連団体について、やまとみどりとしても、また議員個人、私、床鍋義博、中野志乃夫、大川元、3名については、過去においても関わりを持っていないこと、またこれからも持たないことをここで明言をいたします。

ただし、この問題は議会が対応するというより、政治家個人として有権者に対してしっかりと説明することでこの陳情の趣旨は達成されると考えますので、議会として他の政治家に対して強制をするというものではないと考え、反対をいたします。

次に、5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情については、逮捕権という強い権力を持っているからこそ厳密に法令を遵守する必要があり、取り締まる側に当該通達が徹底されていないことはゆゆしき状態であり、指紋押印が任意である旨を広く国民に周知することも必要であると考

えます。このことを放置すれば司法警察権への信頼が著しく揺らいでしまう危険性もあることから、本陳情に賛成をいたします。

次に、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情についてですが、憲法に定められた思想・良心の自由や信教の自由については当然尊重すべきものであります。

そして、そのことは当議会においても尊重すべきものであって、陳情趣旨の1にある特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないという陳情者の主観に縛られるものではないこと、また陳情趣旨の2にある特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないことについても強制されるいわれもなく、当委員会において取り上げるべきであると思った団体であれば、それが宗教団体であろうが、反社会的団体だろうが、必要であれば調査・質問などを行うこともまた尊重されなければなりません。

このような陳情が出されること自体、何か調査されては困るのではないかとともに逆に疑ってしまうことも考えられます。

以上の理由からも、本陳情については反対いたします。

次に、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情についてですが、仮に議員という立場でこのようなことが行われているとすれば、それは即刻中止しなければなりません。また、政党機関紙だけではなく、またいわゆる新聞や雑誌なども職員が何を選択して読むというものは自由であって、その権利を侵害することは許されるべきものではありません。

ただし、委員会での質疑の中で、当市においてそのような事案は確認されていないことや、アンケートなどを取ることで内心の自由を侵すおそれのあることから、本陳情には賛同いたしかねるものであります。

以上、やまとみどりの討論を終了いたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第21号陳情 旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第13 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14 社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

○議長（関田正民君） 日程第13 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第14 社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、以上、議案1件を議題に供し、所管事務調査1件については報告を行います。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） ただいま議題に供されました第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりです。

令和5年度における保険税制抑制の当市の取組について何うとの質疑に対し、国民健康保険事業運営基金の積極的な活用がある。基金残高のうち約2億6,330万円を保険税収の補填に活用し、保険税改定率の改定幅を

抑制した。基金活用を行わなかった場合、1人当たり保険税改定率は約20%となる。基金活用により、令和4年度の改定率と同率の5.52%にとどめることができた。収納率は、直近過去3年度間で最も高い収納率を保険税率改定積算の際に使用し、保険税率の上昇抑制に資するものである。反映したのは令和3年度決算における収納率96.7%である。保険者努力支援制度の交付金のほか、市の取組により得られる交付金等の活用は約1億円を予算計上している。これが保険税率の上昇抑制に資するものとなっている。保険者努力支援制度は現状の採点の結果で、令和4年度は東大和市が東京都で1位である。主にレセプトデータ等を活用し、保健事業等の継続的な取組による医療費の適正化について納付金が抑制される。保険税率算定につながる要素となり、継続的に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、市独自のコロナ減免の実績と令和5年度の見込みについてはとの質疑に対し、令和4年度のコロナ減免の実績は、令和5年2月末時点で43世帯、約660万円の減免額である。令和5年度は、減免施策の実施に対する財源は基金からの取崩しを1,000万円計上しているとの答弁がありました。

次に、令和5年度は交付金が出る予定があるのかとの質疑に対し、令和5年度の保険税コロナ減免は、国からの財政支援が見込めない状況である。当市は基金を財源とし、令和5年度、コロナ減免を継続したいとの答弁がありました。

次に、残薬の取扱いについて、どのような取組をされているのかとの質疑に対し、残薬バッグを製作し、市の薬剤師会の協力により対象となる方にお配りしている。残薬バッグの効果は、残薬の調整が残薬バッグを通じた薬剤師の方々の案内によるところも大きい。そのため、残薬バッグのみの効果を導くのが困難である。薬剤師会からは、残薬バッグをきっかけに市民の方への残薬の調整の案内ができ、比較的高額な薬剤の調整ができたとの答弁がありました。

次に、基金の活用についてはとの質疑に対し、基金の活用は、令和4年度末基金残高を約4億2,000万円と見込んでいる。令和5年度当初予算における国民健康保険事業運営基金の活用額は約2億7,730万円を予定している。活用予定額の内訳は、国民健康保険事業費納付金の増加に対する保険税収補填は約2億6,330万円、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年の収入の減少が一定程度見込まれる世帯等への保険税減免施策として1,000万円、市独自の第3子以降の保険税均等割軽減施策のため400万円を計上している。基金は活用がなければ、納付金の増額が保険税率に直接的な影響を及ぼす。将来的な保険税率の上昇抑制のためにも、他の財源に頼らない制度の健全な運営にも一定額の残高を確保していくとの答弁がありました。

次に、国における公費の投入と令和5年度の状況、今後についてはとの質疑に対し、国からの公費投入は、例年公費として国から3,400億円予算計上され、現状は令和6年度以降も継続的に投入されると認識している。公費は保険税急増抑制の激変緩和のために国が設けた特例基金があるが、令和5年度までの期限となっている。延長の方針は示されていないと認識しているとの答弁がありました。

次に、被保険者の人数が国保において減っていることの影響は大きいと思うがとの質疑に対し、国民健康保険の資格喪失は、令和4年度4月から9月までの平均は月に170件程度で、社会保険の適用拡大がされた10月は件数が304件、11月は233件と、拡大された際には一定の影響が生じている。今後国民健康保険の運営に対し一定の影響が生じると推察しているとの答弁がありました。

次に、国保全体の対象者は減っているが、納付金の金額は前年度並みに上がっている一方で、国保から脱退された方は一定程度の収入がある方たちが移行したと考えるが、どのように認識しているのかとの質疑に対し、被保険者数は減少傾向にある。納付金が令和4年度、令和5年度と急激な増加傾向になっているため、一自治

体での対応では限界がある。改善のためには、国や東京都に財政支援の拡充、公的医療保険の一本化といった対策を講じる必要がある。継続的な要望を今後も行っていくとの答弁がありました。

次に、この5年間で市民の暮らしがどのように変わり、現在どのような状況に置かれているのか。来年度の見通しについて、市民生活がどのように変わっていくのかとの質疑に対し、市民の皆様の健康や生活に影響が及んでいると認識している。引き続き状況を注視し、適切に対応していくとの答弁がありました。

次に、コロナの関係では、政府は新型コロナ感染症法上の扱いを2類から5類に移行し、コロナについての無料だった医療費が自己負担になれば国保の果たす役割は重要になると考えるが、市の認識はどの質疑に対し、国民皆保険を下支えする国民健康保険は、市民の皆様が安心して医療を受けられるための必要な制度であり、これからも果たす役割は変わらずに重要なものと認識しているとの答弁がありました。

次に、40代夫婦と子供2人、給与収入400万円の家庭の場合、この6年間の連続値上げが始まる前、国保税の額及び現在の国保税の額、来年度からの値上げの額についてはどの質疑に対し、40代夫婦と子供2人、給与収入400万円のモデルケースで夫の給与収入のみと仮定して、広域化前の保険税額は、平成29年度の保険税率で算定した保険税額は37万2,300円、現在の保険税額で令和4年度の保険税率で算定した保険税額は48万7,700円、令和5年度の保険税率で算定した保険税額は、令和5年度の税制改正の大綱に基づく法令の改正がこれからとなり、現時点では51万4,700円であるとの答弁がありました。

次に、コロナ不況や物価高騰が続き、さらに加速すると言われている。市はこの金額で高齢者や非正規の方、年金生活の方がこれを支払える、加入者に担税力があると思っているのかとの質疑に対し、制度として、一定の所得基準以下の世帯に対する均等割の軽減制度や未就学児における均等割の軽減制度がある。市独自の多子世帯の均等割軽減や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少等した世帯に対する保険税軽減、応能応益の構成比は均等割を抑制する等の施策を行っている。保険税の負担軽減に関わる一定の施策を踏まえ、現行制度で必要とされる保険税課税を行っているとの答弁がありました。

次に、これ以上の値上げは加入者の命と健康に関わる重大な問題だと考えるがとの質疑に対し、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民皆保険を下支えする国民健康保険を将来にわたって安定的かつ持続的に運営する必要がある。限りある基金の活用のみをもって赤字補填の繰入れ解消をすることは、国民健康保険の安定的・持続的な運営に将来的な課題を残すとの答弁がありました。

次に、国保税が高過ぎることにより必要な方が医療にかかれていない点についてはどの質疑に対し、保険税に関する相談は、こちらで承る場合には関係各機関と協力して丁寧に対応していくとの答弁がありました。

次に、令和5年度の保険税率の改定を諮問した際に、運営協議会の委員からどのような意見があるのかとの質疑に対し、国民健康保険は、健康保険組合からの財源負担により前期高齢者交付金を得ていることから、財政の健全化を進める必要があるという意見、基金の積極的な活用により、物価高騰の影響がある中で、令和5年度の1人当たり保険税改定率の上昇を抑制し令和4年度の改定率と同率としたことや、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等を対象とした保険税減免の実施等を継続させ、生活困窮者への新たな対策として、保険税減免や窓口一部負担の徴収猶予、減免の対象拡大を図ることについて一定の評価をいただいている意見、被用者均等割の抑制、課税限度額の引上げによる中・低所得者への配慮を評価する意見、国民健康保険が相互扶助を基本とし、国民健康保険に加入されていない方へ負担が及ばないようにするため保険税率等の増改定はやむを得ないとする意見、国民健康保険制度の構造的な課題は自治体の取組で対応は限界である、国による制度の抜本的な見直し、赤字補填繰入れの解消を積極的に進めてきた市町村に対する財政支援の

要望を継続していただきたいという意見があったとの答弁がありました。

次に、所得課税額82万円の方、例えば70歳の単身の方の保険税額はとの質疑に対し、年間で6万円前半から中盤ぐらいになると考えているとの答弁がありました。

次に、徴収猶予なども相談に乗ると聞いている。どのような形で相談が行われるかとの質疑に対し、収入面での相談等があれば他の機関を案内する等、関係機関との連携をもって丁寧な対応に努めるとの答弁がありました。

質疑を終了し、2名の委員から自由討議があり、1名の委員が反対討論を行いました。

採決の結果、起立多数、第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

続きまして、厚生文教委員会における所管事務調査の報告を行います。

令和3年9月9日に開催した第5回の委員会において、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてを調査事項として行うことに決定いたしました。

ここで一定の成果として、令和5年第1回市議会定例会において厚生文教委員会として取りまとめを行い、報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で深刻化する社会的孤立、全国で115万人と推測され、コロナ禍がひきこもりの増加に拍車をかけていることが懸念されている。また、支援が届けにくいことから、地域福祉最後の課題とも言われている。東大和市においては、現状調査及び把握はされていないため、東大和市第五次基本計画（案）において、高齢者福祉、社会保障、地域福祉、地域コミュニティの施策として取組や課題が取り上げられていることから、所管事務調査として取り上げることとしました。

調査内容については、ひきこもりの実態を知る上で、2021年3月に公益財団法人東京市町村自治調査会が発行した報告書、「基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書」の内容等について担当部局から説明を受け、質疑の後、委員間で自由討議を行いました。

次に、他自治体の取組については、江戸川区を視察し、調査・研究を行いました。

江戸川区ひきこもり支援施策について「だれも孤立させない地域社会を」と題し、担当部署より説明を受けました。

実態調査までの経過、調査結果として、令和元年度、ひきこもり調査を実施、調査対象は区民、民生委員、地域包括支援センター、地域活動支援センター等、福祉・健康行政に携わる職員、調査結果として、ひきこもり当事者数681名でありました。

令和2年度、ひきこもり施策担当係を配置し、個別支援の開始、江戸川区地域家族会エバーグリーンが設立されました。支援から見えたことは、悩みは十人十色、つながり続けることが大切。相談するまで時間がかかる。家族も当事者と同様に苦しんでいる。もっと苦しんでいる人がいるのではないかと。

令和3年度、約18万世帯へ「江戸川区ひきこもり実態調査」を実施。調査対象は15歳以上で給与収入で課税されていない方、区の介護・障害等の行政サービスを利用していない方を含む世帯としたとのこと。ひきこもり当事者数は7,919人、不登校数は1,113人、ひきこもり支援者数は64人で、合計9,096人であることが分かりました。

ひきこもりの施策の体制として、江戸川区ひきこもり施策係、ひきこもり相談支援として、NPO法人コラボえどがわに業務委託、江戸川区地域家族会エバーグリーンがある。

次に、地域福祉部福祉推進課ほか関係部局の視察を行いました。

地域福祉部福祉推進課では2つの事業を実施予定をしている。1、東大和市社会福祉協議会が行う家族会支援と、家族会が行う勉強会などの活動に係る対象経費について財政的な支援を行う。2、ひきこもりに関する啓発を目的とした講演会を令和5年3月に行う予定としている。社会福祉法人東大和市社会福祉協議会におけるひきこもり支援として、家族会の活動状況と今後の取組について、毎週定例会を開催し、家族の率直な思いを語る時間、研修内容の検討、他地域で実施した調査や研修会の内容を学ぶ機会等、ひきこもりに関わる理解の向上と将来に向けた知識を得るため、家族同士の癒やしの場として活動を継続しているとのこと。

家族会からの相談や要望は、当事者、お子さん等になるが、その将来に対する率直な不安が多く、特に親が亡くなった後のこととして3点挙げられる。1、経済的不安、2、社会生活上の不安、3、家庭生活上の不安。当事者を長期的に見守り、関係性を維持していただけるワーカーの存在、ワンストップで対応できる相談窓口を望む声が上がっている。真に困窮する前に、顔の見える支援者が本人に寄り添い、切れ目なく生活できる状況が望まれる。一方、就労やひとり暮らしを目指す家族がいる。総合的な相談窓口と伴走型の長期的な支援は必要である。

健幸いきいき部地域包括ケア推進課では、令和3年度の実績は、各センターの業務においてそれぞれ約3,000人程度から相談を受け対応している。高齢者ほっと支援センターにおけるひきこもり支援の取組として、ひきこもりの把握状況は約10名、ほとんどが高齢者自身ではなく子供や孫である。高齢者にとって、息子や娘のひきこもりにより高齢者本人のサービス利用に支障を及ぼすケースがある場合が多い。経済的な困窮から子供等が引きこもっているケースは生活福祉課との連携も重要。ふだんから情報の共有と協力体制の構築が望まれる。高齢者と息子、娘といった世代を超えた支援、精神疾患と生活困窮といった支援のカテゴリーを超えた支援など、複合的な相談を扱える専門部署が今後必要になると考えている。各担当部署の横の連携による協力体制の強化を強く望んでいる。

調査を終えて。

コロナ禍により、ひきこもりがクローズアップされてきている。東大和市においてはひきこもり家族会が結成され、市の担当窓口は福祉推進課になり、これから具体的に進めていくことになる。コロナ禍により思うような調査が進まず苦慮したが、先進的に取り組んでいる江戸川区を視察し、多くのことを学ぶことができた。特に江戸川区が実態把握に取り組んだ大規模な実態調査により見えてきたことが多く、具体的な支援の取組につながっているとお聞きした。今回の視察を経て、今まで見えてこなかったひきこもりについて的一端を知ることができた。支援の取組について課題はあるが、各自治体の取組を参考に、引き続き当市に合った具体的な取組を進める必要がある。

以上で、令和5年第1回定例会における議案審査結果報告並びに所管事務調査報告についての厚生文教委員会報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表し、第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

日本共産党市議団は、市が進める国民健康保険税の6年間連続値上げ計画を中止し、引下げを行うことを繰り返し求めてきました。

この5年間で市民生活は厳しくなる一方でした。長引くコロナ不況に加え、昨年4月から始まった過去にない規模の物価高騰は来月以降さらに加速し、市民生活に甚大な影響を与えることが予測されています。また、政府が新型コロナの感染症法上の扱いを2類相当から5類に引き下げることを決め、遠くない将来、医療費が自己負担になることも考えれば、市民の命と健康を支える国民健康保険制度の役割はますます重要となります。市が市民の命と健康、そして暮らしをどのように支えるかが問われています。

しかし、市民生活が年々厳しさを増す中でも、当市は毎年国保税の値上げを行ってきました。その結果、当市の国保税は多摩26市中最も高い水準になっています。厚生文教委員会で毎回確認をしてきたモデルケースでの事例でも、協会けんぽと比べ2倍を超える重い負担が国保加入者に課せられていることが明らかになりました。国保加入者の多くが所得ゼロ世帯を含む低所得者世帯であり、年金生活者をはじめ、自営業者やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、厳しい生活を強いられている方々です。こうした方々に担税力を超えた重い負担が課せられています。生活が苦しい方ほど、野菜や魚など栄養価の高い食材が取れず病気になるリスクが高いと言われており、また高齢になれば医療費が増えるのは自然なことであり、こうした方々が高過ぎる保険税負担のために必要な医療にアクセスできず、命と健康が脅かされる事態が進んでいます。

市が国の基準よりも対象者を広く設定しコロナ減免を行っていること、未就学児の均等割軽減策と併せ市独自の多子軽減策を続けていること、日本共産党市議団が繰り返し求めてきた新たな減免策についても来年度から実施することは大変重要な取組ですが、それでもなお、当市の国保税は他市と比べてもトップレベルの高さで、加入者の負担は限界です。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保の構造的課題を解決することが今すぐ必要です。しかし、国は国庫負担割合を大幅に減らしてきただけでなく、一般会計からの法定外繰入れを続ける自治体にペナルティーを科したり、保険者努力支援制度により自治体間での値上げ競争を後押しするなど、自治体がこれまで加入者の命と健康を守るために行ってきた法定外繰入れをやめさせるために圧力をかけています。

日本共産党は、こうした国の手法を厳しく非難するとともに、構造的課題の解決のため、また公的医療保険としての国保制度を立て直すために1兆円の公費投入増で国保税を抜本的に引き下げることや、均等割をなくすことで協会けんぽの保険料並みに引き下げを提案しています。市民の命と健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、国や東京都はもちろん、市民にとって一番身近な存在である市もその責任を果たすことが必要です。

当市の6年間連続値上げ計画は来年度が最後の年となりますが、構造的課題が解決されなければ、計画終了

後も値上げが続く可能性を市も否定しませんでした。国や東京都が財政責任を果たさないのであれば、市が果たすしかありません。市財政への影響は少なくないものと考えますが、それでも市民の命と健康には代えられません。来年度については、これまでの5年間の値上げで積み上がった国保基金約4億2,000万円を活用し、値上げを中止することを強く求めます。

また、再来年度以降についてもこれ以上の値上げを回避し、引下げを行うため最大限の努力をすることを強く求め、本条例案に対する反対討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は、公明党を代表して、第19号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

平成30年3月に策定された国民健康保険税の税率を見直す財政健全化計画は、国民健康保険税に一般会計からの赤字補填繰入れの解消を目的とし、東大和市においては、国による激変緩和措置が行われる6年間での解消に取り組んできており、令和5年度は最後の年となります。

令和5年の改正に当たり特筆すべきは、被用者保険の適用拡大により比較的収入の高い国保加入者が減少したことが挙げられます。一方、東京都への納付金は26億8,693万円と、昨年より約1億円も高いものとなっております。その増額分全てを国保税率の見直しによって賄う場合は、1人当たりの改定率は20.01%の大幅な増額改定が必要となるところですが、東大和市の令和5年度の改定率は5.52%と抑制されています。

そこで、保険税率抑制の取組について委員会で確認しました。

まず、国民健康保険事業運営基金から2億6,330万円の活用がなされます。また、保険者努力支援制度での評価については東大和市が東京都で1位となっており、1億円の交付金も予算に計上することができています。レセプトデータを活用した医療費抑制の取組も継続的に行われており、糖尿病重症化予防プログラムから透析への移行者は、令和4年度においても一人もいないことが分かりました。ジェネリック医薬品の普及率も82%を超え、医療費の抑制に効果を上げています。さらに残薬バッグも活用され、医薬品の適正な取扱いが薬剤師会の取組で進んでいる様子も確認いたしました。また、当市独自の政策として、引き続き新型コロナの影響により収入が減少した世帯への保険税減免施策や多子世帯、第3子以降の均等割軽減策も行われ、経済的に大変な方々への配慮もされています。

この6年間、国保税の改定について、毎回厚生文教委員会で審議を行い、いかにしたら保険税を抑制し、国民皆保険の基礎となる国民健康保険制度を守っていけるか、また厳しい財政の中で低所得者の方及び子育て世帯への負担軽減を行う施策についても確認してきました。国民健康保険の広域化に向けて、東大和市として取り組むべきことを精いっぱい行ってきており、そのことは努力者支援制度において明らかとなっております。

このように6年間で赤字補填解消に取り組んでくることができたのは、市民の皆様の理解と協力があってからだと考えます。まずは令和6年度に保険税を上げることがないように、引き続きしっかりと各種事業に取り組んでほしいと思います。

一方、平成30年度から毎年の審議を通して分かってきたことは、国民健康保険制度自体が少子高齢化や被用者保険制度の改定などにより構造的に明らかに厳しい状況にあり、一地方自治体の努力ではどうにもならないことも十分に感じてきたところでもあります。今後国民健康保険制度を維持するためにも、国や東京都に対して、東京都で一番の努力が認められた東大和市の意見を強く主張し、市民が安心して医療が受けられる環境整

備を要望し、賛成討論といたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 東大和の特産品による産業の活性化について

○議長（関田正民君） 日程第15 東大和の特産品による産業の活性化について、所管事務調査の報告を行います。

建設環境委員会委員長、木下富雄議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） 東大和市議会建設環境委員会の所管事務調査の報告を行います。

令和3年9月13日の委員会において、調査項目を東大和の特産品による産業の活性化についてと決定いたしました。

まず初めに、担当部より、当市における特産品の状況と特産品の捉え方についての説明を受けました。

東大和市産業基本計画において、当市独自のブランド構築の推進の中に特産品開発も包含されているということを確認いたしました。多摩湖梨や狭山茶を特産品としていることや、「ひがしやまと茶うどん」、「東京紅茶」、「東大和紅茶」などが開発されていることも改めて確認いたしました。

そして、コロナ禍で現地視察がなかなか、かなわぬ状況ではありましたが、特産品をどのように構築し、どのように扱っているのかという点を踏まえ、市が主体として立ち上げている事例としての埼玉県所沢市の所沢ブランド特産品認定制度についてと、地元商工会議所主体で立ち上げている千葉県市原市の、いちほら国府ブランド商品のPRについて、そこに付随して市が行っている梨等の特産品のPRについて、各委員より当市に鑑みた積極的な質問をいただいた視察を行いました。

その内容の詳細については、資料のほうを参照していただきたいと思います。

今回、東大和市建設環境委員会では、担当部課の説明や行政視察などを通し、各委員において活発な議論を行うことにより、特産品の創出、既存の掘り起こし、認定方法、活用、PRと多岐にわたる視点を持って対応していくという特産品による産業の活性化についての論点が明確になったと思います。

今回の調査が今後当市の施策形成の一助となることを祈念いたしまして、東大和市建設環境委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

[建設環境委員会委員長 木下富雄君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で報告を終了いたします。

ここで午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 29 分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16 第 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計予算

日程第 17 第 2 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 18 第 3 号議案 令和 5 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 19 第 4 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 20 第 5 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（関田正民君） 日程第 16 第 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計予算から日程第 20 第 5 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計予算まで、以上、議案 5 件を一括議題に供します。

以上、5 議案につきましては、予算特別委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 床鍋義博君 登壇〕

○21 番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました 5 議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3 月 14 日及び 15 日の 2 日間にわたり、付託されました第 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計予算及び第 2 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から第 4 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの 3 特別会計予算並びに第 5 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

なお、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算並びに下水道事業会計予算の審査それぞれにおいて、予算の組替え動議が提出され、いずれも賛成少数で否決されたことを申し添えます。

以上で、予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔予算特別委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5 番（森田真一君） 議席番号 5 番、日本共産党、森田真一です。日本共産党市議団を代表しまして、令和 5 年度一般会計予算、同国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計予算、下水道事業会計

予算に対する反対討論を行います。

市の予算編成に当たり最も大切なことは、市が市民生活の実態を正しく認識し、それを支える立場に立って市政運営を行うことです。

コロナ危機は4年目を迎えますが、今年1月、死亡者数は過去最大となりました。この一、二年間を取っても、気候変動に由来する干ばつや、コロナや鳥インフルエンザなどの感染症の流行に端を発するグローバルサプライチェーンへの影響、またロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー価格の高騰も相まった諸物価の急騰により、市民生活はより厳しい状況になっています。

市は、法人市民税の1社当たりの法人税割税額の見込額を、資本金1億円以上の企業では4年前に比べて6%の下落、1億円未満の事業所では38%の下落という著しい不振を見込んでいます。コロナ禍の下で消費増税や物価高騰によって一層経済格差が広がっていることが分かります。市が市民の暮らしの防波堤となることを求めます。

市が将来の財政危機の要因として挙げる少子高齢化と人口減少の問題は、社会保障の負担がおみこし型から肩車型になれば、市民がその財政負担に耐えられなくなるから早く手を打たなければならないというものです。しかし、問題はそこではありません。この間、政府が低所得者ほど負担が重くなる消費税負担を増やししながら、担税力のある大企業や富裕層へは課税の軽減を進めてきたことにこそ本質的な原因があります。

平成元年から令和3年までの間に政府の一般会計に占める消費税収の割合は6%から27ポイント上昇した一方で、法人税収は14ポイントも引き下げられました。今年10月からは、消費税のインボイス制度の導入に伴い、これまで非課税事業者であった零細事業者にまで消費税を課税するようになります。税の所得再分配機能が破壊されてきたことこそ、財政危機の本質です。

もう一つに、市は建築系及びインフラ系公共施設の維持管理と更新費用が60年間で約3,000億円に達するとして、同計画では、計画策定前に比べ60年間にわたり毎年22億円もの充当可能な財源の不足が生じるとしています。市は、これを所与のものとして施設統廃合や市民サービスの縮小・廃止、公共料金の値上げなどの具体的な市の施策全般にひもづけています。しかし、この財源不足額は机上の計算にすぎず、実際の具体的な事業計画から積算されたものではないことを一般質問や質疑でも明らかにしました。一例を申せば、市は道路の新設・更新に平成29年度以降、毎年6億円を要すると同計画で示していますが、この5年間の支出は毎年4億円ほどにとどまっており、今後の数年も同様の状況が続くと見られます。

また、市施行の都市計画道路建設でも、財源の64%を国・東京都が負担することもこれまでの質問で分かりました。市は、人口減少を見据えて今からお金をためていないと公共施設の維持管理と更新の費用が捻出できなくなるとしていますが、このようにいたずらに財源不足額が過大に示されている現行の公共施設管理計画は適切に見直しを行いながら、市民への情報公開を心がけて、ともすると、何でもお金がないから仕方がないと市民が自ら萎縮するような市財政危機論があおられることがないように求めます。

次に、個別施策との関係で申し述べます。

我が党は、異次元の物価高騰から市民の暮らしを守るための恒常的な施策の3億7,500万円、コロナ危機・物価高騰に対する単年度の緊急施策7億2,500万円、計11億円、市の予算の僅か1.1%を組み替えるだけで市民の暮らしに寄り添った市政への転換は可能だとし、特別会計も含め4年間で31億円も急増させ、91億円に届くと見込み、市の基金の一部、10億4,700万円余りを活用した予算組替え案も示しました。これは財政面からも実現可能であるものであることを示した私どもの対案です。

今後も油断がならないコロナ対策では、発熱外来開設医療機関への支援金と自宅療養者支援センターの開設、国保税の値上げ中止と1人1万円の引下げ、家庭ごみ袋の2割引下げ、18歳までの医療費の完全無料化、幼保無償化に伴う副食費の徴収の中止、学校給食費の第2子からの助成、ちよこバス運賃を100円に戻しシルバーバスを適用する、補聴器購入補助制度の創設などを求めました。2年前に廃止した高齢者と障害者の家具転倒防止器具取付事業と介護サービス利用者一部負担金助成の復活も求めました。これは都合僅か35万円と少額ながらも、首都直下地震や南海トラフ地震などから身を守る施策、また生活困窮者の介護を受ける権利を守る施策です。僅かの支出を惜しんで、このようなものまでなくすことに道理はありません。

また、令和5年度限りの事業として、中小企業者応援金の再支給と拡充を求めます。市民に満遍なく負担軽減の恩恵が行き渡る施策として、下水道使用料の3割引下げと家庭ごみ袋2割値下げにより、都合4億3,000万円余りの負担軽減を求めます。

令和5年度に予定されている市民農園の廃園には反対です。農地の確保は気候危機対策の上からも重要であり、都市農業の充実を求めます。

また、住宅・店舗リフォーム補助も、首都直下地震や南海トラフ地震の危険が指摘される震災対策や、また気候危機対策の既存の建物のエネルギー効率化の推進などとして政策をバージョンアップして取り組むことを求めます。施策全般にわたるよう、充実した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を求めます。

次に、ジェンダー平等の視点から、男女の賃金格差の解消や生理の貧困、性暴力の恐怖からの解放は重要です。

特に、市職員の過半を超える会計年度任用職員は女性が9割を占めています。最低賃金すれすれから始まり、有資格者でも2人世帯を維持することは困難なほど低賃金と1年刻みの不安定な身分に置かれており、消費生活相談員など重要な仕事の担い手さえ確保できない状況を生み出しています。女性に構造的な低賃金・不安定雇用を押しつける官製ワーキングプアの解消と、民間を含めた保育士、学童保育所指導員、介護労働者などをはじめとする全てのケア労働者の処遇改善を国へ働きかけるよう求めます。また、小・中学校トイレなどへの生理用品の設置など、気兼ねなく利用できる環境整備を要望します。

人間の発達保障の観点から、市には、保育や学校教育、社会教育など、生涯にわたりその機会を保障することが求められます。最も大切なことは、子供たちの育ちと保護者への支援の環境を整えることです。

保育・幼児教育では、幼保無償化に伴う副食費の負担1億円を軽減することを求めました。狭山保育園の段階的廃園には反対です。子供たちが保育を受ける権利や日々の生活の中で豊かな自然環境を享受する機会をしっかりと保障することこそ重要です。

地方交付税に算入された財源を本来どおり活用し、必要な園舎の建て替えも行い、さらなる質の向上や保育士の処遇改善を進めるなど、市の保育全体の質は底上げし、公立保育園の役割と責任を果たすことを強く求めます。

昨年1年間で自死した小・中・高校生が初めて500人を超え、過去最多となる見通しと報じられています。子供たちの自死の原因として学校の悩みなどが多いと、文科省は全国の教育委員会に対していち早く対応するように通知をしました。30人学級の実現、子供たちに寄り添う教職員の負担軽減、家計の教育費負担の軽減など、喫緊の課題に機敏に対応する施策に全力を挙げることを求めます。

学校給食費の完全無料化は2億8,000万円できると見込まれます。4年で31億円ためた市の力を同様にここに注げば、少なくとも第2子半額、第3子以降の無料化に要する費用約4,400万円を恒常的に確保できるは

ずです。

なお、先ほど、学校給食の食材費の高騰の影響による令和5年度の給食費の値上げを回避する補正予算が可決されましたが、これを歓迎し、感謝をいたします。

学校校舎の老朽化対策は、今後数十年の間に施設更新費用に約330億円を要するとし、三小、九小の廃校、一中と五中の統廃合の検討を盛り込んだ学校統廃合計画が進められています。義務教育を支える財源に責任を持つのは本来国の責務であり、当市のやりくりだけでつじつまを合わせて解決できるものではありません。全国的な喫緊の課題であり、その全てを市民負担に転嫁して説明することは筋違いです。小・中学校15校全ての建て替え、長寿命化を求めます。

東京都が今年から進める18歳までの医療費の無償化は、5,400万円余りを投じて所得制限と一部自己負担をなくし、完全無償化することを求めます。

社会教育関連では、現在コロナ禍の下で実施時期が決まっていない公民館、市民センター、集会所、学校施設の有料化に反対し、計画の中止を求めます。また、地区図書館は、指定管理者制度から直営に戻すことを求めます。

市内の生活道路の整備について、暮らしに直結する道路の補修を着実に進めることを要望します。湖畔、芋窪、清原など、交通不便地域や高齢者の多い地域について、ちょこバスの路線改善やコミュニティタクシー、デマンド交通などの様々な手段を講じて市民の移動の権利の保障を求めます。

99事業の廃止は、敬老祝い金、老人福祉館の入浴、公民館や児童館の講座・イベントなど、暮らしや文化生活に直結するものばかりですが、廃止や縮小ではなく、拡充を求めます。

党市議団が繰り返し提案してきた国・都・市有地の活用について、東京街道団地の運動公園などの生活支援ゾーンや向原団地の特別支援学校等の整備が進んでいることを歓迎し、地域住民の声も聞き、子供たちの安全や交通の安全などの対策を取るよう求めます。

次に、国保、介護、後期高齢者医療の3特別会計と下水道事業について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

先ほど述べたような中で、市は市民の命と健康に直結する国民健康保険税を毎年1億円ずつ値上げをし続け、6年目の値上げを決めました。現在26市では、3人世帯のモデル家族で最も高い水準にあります。基準外繰入れを解消するとしている国や東京都の意向に沿ったものですが、他市では、そのような下でも、住民生活への影響を考慮して解消期間を長く取る、コロナの影響を見て当初予定していた値上げを見合わせるといった措置が取られていることを我が党の一般質問や質疑の中でも示しました。

コロナ禍の下で、消費増税や物価高騰によって一層経済格差が広がっています。今の状況で国保税の値上げをするべきではありません。国保制度の構造的課題を解決するためには、国や東京都に対し十分な財政責任を果たさせることが求められます。さきに予算組替え案で示したとおり、国保事業運営基金繰入れ1億4,000万円増額と、一般会計からのその他の繰入れ1億2,000万円の増額により、高過ぎる国保税の値上げを中止し、1人1万円の引下げをすることを求めます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

市内でも、いまだ160人の方が特別養護老人ホームに入れず待機者となっています。民間の施設整備の動向を見ているということですが、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームは費用負担も重く、代わりにはなりません。市内の国有地や公有地もフル活用し、待機者数に見合った特別養護老人ホームの整備を早急に求

めます。

また、基金の動きを見れば、第8期で保険料の値上げは必要なかったと思われます。令和5年度には第9期介護保険計画の準備の年となりますが、第9期計画での保険料の値上げを行わないように求めます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

75歳以上の高齢者だけで医療費保険を構成すれば、加入者に過大な負担を押しつけることとなるのは明らかです。保険料値上げと窓口負担の引上げに反対し、制度の廃止を求めます。

最後に、下水道事業会計について申し述べます。

導入されている下水道事業の企業会計は、水道の民営化と際限なき値上げにつながるものであり、反対です。

老朽化した下水道管の維持・更新費用も、補助金以外は全て使用料値上げで賄うという検討が引き続き行われています。令和5年度は現状維持ということですが、維持・更新事業のための調査は当然必要ですが、財政負担を市民に求めるべきではありません。国に対し、インフラや公共施設の維持・更新は国の責任で行うこと、防災・減災対策を最優先に予算を割くことを強く求めます。

26市で最も高い水準にある下水道料金は、これ以上値上げを行うべきではありません。単年度に限り、下水道使用料3割値下げを求めます。

以上、令和5年度一般会計予算及び3特別会計、下水道事業会計に対する反対討論を終わります。

以上です。

[5番 森田真一君 降壇]

[18番 東口正美君 登壇]

○18番(東口正美君) 公明党の東口正美です。私は、公明党を代表し、令和5年度東大和市一般会計予算並びに国民健康保険事業特別会計予算から後期高齢者医療特別会計予算までの3特別会計及び東大和市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

3年に及ぶ新型コロナウイルスへの対応は、引き続き感染対策を取りながらも、少しずつ日常生活が動き出していると感じられ、令和5年度の予算編成にも多くの新しい取組が盛り込まれています。

昨年12月、尾崎市長は、今任期をもって引退されることを表明された上で、令和5年度予算を通年予算として編成されており、その理由として、新型コロナウイルス感染症の影響が市民の日常に、今なお影響を及ぼしていること、また将来を見据え、少子高齢化や人口減少の進展による行財政運営の厳しさが増す中で、現在の市民の生活を支え、未来を担う子供たちの取組を含め、これまで取り組んできた市政運営を止めるわけにはいかないと思いを述べられています。

尾崎市政の最後の予算編成に当たり、改めて基本的な政治姿勢について確認させていただきました。

まず、持続可能な行財政運営では、根幹である歳入の確保について、滞納整理処分の先進的な取組が雑誌「ジチタイワークス」の特集に取り上げられています。

「ジチタイワークス」の記事によれば、東大和市では、人口減少に伴う労働力不足を見越し、抜本的な業務変革の必要性を感じた納税課の取組として、一部業務の民間委託とICT活用に踏み切った結果、1年で市税収入1億円の増を達成し、その後の業務も効率化されている。この事業については、担当課からボトムアップで市長査定が行われ、納税業務の民間委託とICT活用を同時に導入したことにより市職員は公権力を行使しなればできない滞納整理処分に専念することが可能となり、市税の収納率アップにつながったとあります。

平成29年度からの取組が令和5年度の予算案に大きな成果をもたらし、令和5年度予算編成における市町村

総合交付金の経営努力割を前年度比7,000万円増額で計上できたことも確認しました。

また、予算編成に当たって最も重視したのは人口減少を抑制する取組であるとの答弁があり、その解決のためには、東大和市を住みたい、住み続けたいまちにするにはどうしていくのか、市の魅力を高める取組について各課からヒアリングを行ったことも確認いたしました。

次に、これまで尾崎市長が一貫して取り組んできた日本一子育てしやすいまち、シニアが活躍できるまちについても、令和5年度の取組について確認いたしました。

日本一子育てしやすいまちとしては、令和5年度も精力的に保育園の整備が行われます。南街地域における保育園の新設、れんげ保育園の老朽化対策、大和南保育園の移転、さらにインクルーシブな保育環境として期待されている第二給食センター跡地を利用した児童発達支援センター及び保育園の新設が行われます。

これらの取組により、尾崎市長就任時からの保育定員は538人の増加で合計2,299人となり、待機児童も解消されています。これからも多様な民間の力を生かしながら、魅力ある東大和市の保育環境の整備をお願いします。

学校教育においては、1人1台のタブレット端末を活用した多摩26市初のオンライン・マンツーマン英会話教育の実施、また個別の学力に応じることのできるAI教材ソフトの導入が行われ、GIGAスクールの取組が充実します。

そして、いよいよ学校施設整備として、七小建て替えに関わる基本構想の策定、基本実施設計の着手も行われます。子育て世帯に住みたい、住み続けたいと選ばれるまちとなるためには、保育環境の整備に続く小・中学校の整備は東大和市の未来を決定する最重要の取組でありますので、大いに期待し、応援してまいります。

また、令和5年4月から新たに実施される高校生等医療費助成事業は多くの子育て家庭の安心につながっており、喜びの声が広がっています。そして、子育て世帯から要望の多い公園の整備についても、狭山緑地を利用した東京一の長さのローラースライダーの整備計画も発表され、期待が高まっています。また、大和南保育園に隣接する子育てひろばに専任スタッフの設置や駐車場の整備が行われ、親子が安心して遊び、相談できる体制も整備されます。

これら全てを東大和市の魅力ある子育て環境として内外にしっかりとアピールすることが大事だと考えますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、シニアの活躍できるまちとして、引き続き、東大和元気ゆうゆう体操の普及・推進が要になります。シニア世代には特に新型コロナに対する警戒心が強く、長らく外出や人との交流を懸念してきました。ゆうゆう体操や市内7か所まで拡大した第2層協議体の取組を中心に、もう一度、シニアの人たちのコミュニティ形成が図れる取組を期待しています。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入については、340億800万円、前年度比プラス9億4,600万円、2.9%の増となりました。いまだ新型コロナの影響があるものの、景気回復の兆しが見られるとのことでした。また、徴税業務においては、滞納整理処分が進み好循環が生まれ、新たな滞納に対する早期対応を行うことで、困難を抱えた市民に対して早期に生活再建に向けた支援ができるとのことでした。一人一人の市民に寄り添う対応をこれからもよろしくお願いいたします。

また、新たにふるさと納税の取組強化について3点示されました。

1点目は、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の導入、2点目は、民間企業からの寄附について、マッチン

グ事業者を活用して成功報酬型の契約によるもの。3点目は、個人からの寄附に対して、返礼品の新規開拓やふるさと納税サイトの利用拡大について民間からのアイデアを生かして取り組むとのことでした。

歳入の確保についても、民間と連携し、最大限の効果が発揮できることを期待しています。

次に、歳出について申し上げます。

初めに、総務費についてです。

財産管理費では、庁舎非常用発電設備等更新工事が行われ、最新型の設備が整います。

市民センター費では、各施設の空調及び照明設備等更新工事が行われます。いずれも老朽化対策であり、高額な予算がかかりますが、安心・安全な市民生活を支えるためにも、また新しい設備にすることでCO₂を削減するなど、環境負荷の軽減につながるものと期待しています。

企画業務費では、アイススケート体験事業が4市の広域事業として行われるとのこと、都内に数少ないアイススケートリンクを有する東大和市をアピールできる絶好のチャンスだと期待しています。

情報デジタル管理運営費では、デジタル化の推進として職員研修が行われるとのことでした。職員が学ぶことでRPAのシナリオ作成も職員自らできるようになれば、庁内のデジタル化推進は加速するものと期待しています。

男女共同参画事業費では、これまでの女性のための法律相談だけでは受け止め切れなかった相談に対して、新たに「女性のための悩みごと相談」を臨床心理士、公認心理師の方に行っていただくとのことでした。女性の活躍のためには、まずは女性自身が心身ともに健やかであることが一番大切ですので、何とぞよろしく願います。また、LGBTQ理解促進の取組については、国や東京都の啓発活動に合わせ、パネル展示を行うとのことでした。国会においてもLGBT理解増進法の成立を目指した議論が進んでいます。多様性が尊重される社会の建設に向けた着実な取組をお願いいたします。

次に、民生費では、ひきこもり支援体制構築のための実態調査が行われるとのことでした。ひきこもりについては以前から話題になっていたものの、その実態も、支援の在り方についても手つかずのままでしたが、江戸川区が先陣を切り、一步前を進んでいます。東大和市においては、厚生文教委員会の所管事務調査として取り上げたことで、家族会の方が議会報告会にお越しいただくなど、これまで支援の行き届かなかった方たちのお声を伺う機会ができました。

ひきこもりについては、当事者の意思と、その周囲の思いとが擦れ違う場合が多いと思います。それぞれの人に寄り添う支援をどうかよろしく願います。

認知症検診推進事業では、検診事業を行うことで自主的に医療機関を受診する人が少しずつ増えているとのことでした。認知症については、本人と家族の見解が合わずに医療に結びつけることが困難である場合が多い中で、医療に結びつく人が増えることは大変に有効だと考えます。令和5年度もよろしく願います。

老人福祉費では、初の看護多機能地域密着型サービス事業所が開設され、医療的ニーズが高い方でも在宅介護の可能性が広がります。自宅でのみとりを希望する方への対応がこれまで以上にできるようになることは、東大和市の地域包括ケアシステムがより一層充実することと期待しています。

障害者福祉費では、地域生活支援拠点の整備が図られます。総合福祉センターは～とふる、社会福祉協議会「ウエルカム」、障害福祉課の3者が協力し、親亡き後の障害者を地域で支えるための重要な取組になります。何とぞよろしく願います。

学童保育事業費では、第二小学校内に市内3か所目の学校内学童が開設されます。保育園の定員拡大もあり、

共働きの御家庭は増加していると考えます。小学校入学時に困らないように、学童保育の待機児童対策もよろしくお願ひいたします。

また、学校内学童は、放課後子ども教室との連携もしやすくなると考えます。充実のお取組をお願ひいたします。

衛生費では、母子保健事業で産後ケア事業やとうきょうママパパ応援事業等、各種の取組が拡充され、妊娠から出産、出産直後の育児まで、切れ目なく母子に寄り添った支援がこれまで以上に充実することを期待しています。

昨年、公明党では、子育て応援トータルプランを発表いたしました。このプランに基づき、これからもライフステージに応じた子育て支援の拡充を求めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

予防費では、帯状疱疹ワクチン接種への助成金支給を他市に先駆け、取り組んでいただいたことに感謝いたします。

委員会の中では、ワクチンの効果について確認いたしました。帯状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンとがあり、生ワクチンの効果は50歳から69歳までは90%、70歳以降は79%、不活化ワクチンの効果は50歳から69歳までが97%、70歳以降は89%の効果があるとのことでした。助成金額は、生ワクチン1回に対して3,000円、不活化ワクチンに対しては1回5,000円を2回、合計で1万円であることを確認しました。

市民の皆様へ帯状疱疹ワクチンに対する詳細な情報をお知らせいただくよう要望いたします。

また、HPVワクチンについては新たに9価ワクチンも認可されました。こちらも詳細な情報を提供いただき、年間3,000人とされる子宮頸がんによる女性の死亡者数が少しでも減少することを強く望みます。

飼い主のいない猫対策費も増額され、これまでボランティアとして御尽力いただいた方を会計年度任用職員に採用し、相談体制の強化が図られることを評価いたします。

ごみ処理事業費では、市民の協力により1人当たりの排出量が減少傾向にあるとの答弁がありました。市民の努力に対して、有料ごみ袋の無償配付を行うことを会派として要望してきました。物価高騰対策としても、生活者に寄り添った取組ではないかと考えます。いま一度御検討いただくよう要望いたします。

また、ごみ減量推進事業費で行われるフードシェアリングにも期待しています。食品ロス削減には、まだまだ楽しみながら取り組める知恵と工夫があると考えます。食品ロス削減推進法を一貫してリードしてきた公明党として、これからの取組も期待しています。

商工費では、4年ぶりのうまかんべえ〜祭の開催を市民の皆様も楽しみに待っていると思います。大成功を期待しています。

次に、土木費です。

都市計画事務費では、都市マスタープランの改定に向けて、特に東大和市駅周辺については市の玄関口として、上北台駅周辺については狭山丘陵の玄関口として、魅力ある拠点形成を図っていくとのことでした。まちづくりの根幹となる魅力あるプランになることを期待しています。

駅前広場管理費では、駅前広場トイレの整備が行われます。利用者が快適に利用できるよう、鏡の設置やおむつ替えをするベッドなど、整備をお願ひいたします。

公園緑地費では、末広公園の整備が行われ、森林環境譲与税による木製遊具の設置を楽しみにしています。

住宅施策推進事業費では、空家等対策推進計画に基づき、これまで以上の対策が進むことを期待しています。空き家については、国の制度も変化していく中で、特に市外の所有者に対して的確な情報提供をすることで、

空き家として放置することなく、住宅及び土地の有効活用が進むよう、空き家の個別情報を有する自治体として積極的な取組をお願いいたします。

市内改良工事業費では、市道8号線擁壁の土砂災害防止工事が4か年にわたり行われます。工事が行われる道路は道幅が狭い上、小・中学校の通学路でもあり、歩行者も多く利用する道路ですので、工事中の事故が起らないよう、何とぞお願いいたします。

空堀川管理用通路には街路灯が5基新設されるとのこと、期待しています。

そのほか、各種雨水対策工事、道路整備、道路管理と、令和5年度も市民生活のインフラを支える大事な取組を精力的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、教育費について申し上げます。

就学相談事業費では、就学相談の件数は増加傾向にあるとのことでした。当市では、出産直後から保健センターでの関わりの中で子供たちの発達状況を把握していただいていると思いますので、これまで同様、学校教育と連携し、それぞれに適した教育環境の提供をお願いいたします。

教育指導費では、部活動外部指導員報償が増額されています。部活動の地域移行など、これまでとは違う取組も可能になると思います。コロナ禍での制限も緩和されつつありますので、生徒たちがやりたいことを伸び伸びとできる体制整備を期待しています。

図書館費では、中央図書館から公共施設への貸出事業がスタートいたします。長年続けてきた移動図書館車の廃止により本を借りづらくなった方へのサービスとして行われるとのことでした。高齢者の方で読書を続けておられる方はお元気な方が多いと感じていますので、このような取組は大変重要だと評価いたします。また、小平市との連携協定が締結され、市民の読書環境がより豊かになったことを評価いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

地域包括ケアシステムを支える重要な取組である多職種情報連携支援事業では、ICTを活用し、現在の参加者数は120事業所、400人の陣容になることを確認いたしました。東大和市の介護を支える全ての事業者の皆様が令和5年度も大変お世話になりますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

下水道事業会計について申し上げます。

下水道は、私たちの快適な生活を支える最重要のインフラです。目に見えない部分の事業ですが、令和5年度も公共施設ストックマネジメント計画に基づき着実な整備をお願いいたします。

最後になりますが、3期12年間の尾崎市長の取組の多くは、私たち公明党の求める方向と同じであったと評価しており、今回の予算編成に当たっても、多くの要望を取り入れていただいたことに感謝申し上げます。

冒頭で申し上げましたとおり、この予算案は尾崎市長から新しく市民の負託を受けた新市長に託され、新市長の下で執行されるものであります。また、私たち議員も、予算案を議決するだけでなく、その予算執行が適正に行われているかをチェックしていく責任があります。そして、私たち議員も4年に1度市民の審判を受け、市民の負託を受けなければ、令和5年度の予算執行の様子をチェックすることはできません。

私たち公明党会派5人は、何のために議員になったのか、その原点に立ち返り、コロナ禍と深刻な国際情勢、目下の物価高騰の中でどこまでも市民に寄り添い、市民のために働く議員として、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくとの公明党の立党精神を体現できるよう、これからも努力し抜いていくこととお誓い申し上げ、公明党を代表しての賛成討論とさせていただきます。

〔18番 東口正美君 降壇〕

[1 2 番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番(蜂須賀千雅君) 自由民主党の蜂須賀千雅です。私は、自由民主党を代表し、令和5年度東大和市一般会計予算並びに3特別会計予算、下水道事業会計予算に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

令和5年度予算につきましては、次の波にも備えた引き続きの新型コロナウイルス感染症対策の経費、それから待機児童解消、子育て支援、児童発達支援充実のための保育園等施設整備補助金の経費、子育て部門が力を入れている子育てひろば事業の拡充につながる地域子育て支援の経費、それから施設型子どもショートステイ定員拡大に係る経費、英語力の向上と現地の文化と触れ合うことでの国際理解教育の推進につながる中学校オンライン英会話レッスン導入の経費、個々の習熟度に応じた個別最適化を学ぶAI教材の導入に係る経費、現在の女性の法律相談に加え、法的な助言を目的としない相談業務である女性のための悩みごと相談の経費、ひきこもり実態調査に係る経費、産後安心して子育てをする体制のための母子産後ケアの経費、帯状疱疹ワクチンの経費、それから二ツ池公園かいぼり実施に伴う生物多様性保全の経費、狭山緑地フィールドアスレチックに係る経費、企業版ふるさと納税の活用の経費、また国民健康保険特別会計でも、特定健診の受診率向上などの取組を通じての健康寿命の延伸などは、尾崎市長がこれまでも続けてこられた取組を発展させ、特に新規事業と併せて、市政の歩みを止めないようにすることについては、理事者並びに職員の皆様のこれからの取組にも大きな期待をし、自由民主党は高く評価をさせていただきます。

令和5年度予算に関しての評価を幾つか述べさせていただきました。

最後に、以下、より一層の強化をお願いしたく、お伝えをさせていただきたいと思います。

我が党は、女性活躍の推進、それから異次元の少子化対策に今総理共々取り組んでいます。これまでもコロナ禍の中、女性の生き方そのものに大きな影響が出ております。単身女性、共働き女性、シングルマザーの女性等、非正規職員の労働者が孤独・孤立をし、自殺予防対策も含め積極的な支援が必要であると考えています。職場で活躍している女性も、家事や育児に専念している女性も、全ての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、輝くことのできる社会の実現は急務であると思います。

また、男性の意識改革を進め、仕事のやり方を見直しを図ることが重要であるほか、女性も自らのライフサイクルやライフステージに応じて社会に参画でき、自己実現につなげられるような柔軟で多様な仕組みを整えることが求められます。

これまでも育児休業制度が整備されてきたにもかかわらず、今なお第1子出産を機に約6割の女性が離職をしており、男女ともに子育てと仕事の両立が当たり前の社会システムになるような取組や積極的な情報発信も必要であり、様々なステージの多くの女性が希望を持って行動し活躍できるように東大和市からも取組をし、情報を大きく伝えていただけるよう期待をしております。

これまでの尾崎市長の12年間は、多くの施策を推進する中で、全市民が100%満足するような市政運営は、厳しい財政状況の中、なかなか難しいこともあったかと思えます。しかしながら、将来の市民の皆様のことを考え、尾崎市長は愚直に市民のことを考え、そして市民が幸せになることを徹底的に追求し、現在の市民の満足度を上げるため、全市民の多くが満足する視点は難しかったかもしれませんが、しかしながら、説明をする上で多くの方が納得をする市政運営を行ってきていただいたと、そういう12年であったと我々は考えております。

常に職員皆様と知恵を出し、汗をかきながら公平な視点を持ち、往々にして市民を置いてきぼりにされてしまうことがある中で、尾崎市長は、市民が主役であり主人公の市政運営を常に考えて取り組んできておられた

と我々は考えております。

市民と議会と行政は、同じ情報の共有が常に必要であり、その中でできる限り多くの市民の意見に耳を傾け、不安を取り除き、安全・安心な市民生活を守り抜くことが一番大切だというふうに思っております。

これからも持続可能な市政運営のため、理事者、また職員の皆様はこれからも徹底した市民目線を貫いていただき、将来に向け、安定した東大和市の実現を心から要望させていただきまして、令和5年度予算に対しての自由民主党の賛成討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

〇22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。やまとみどりを代表しまして、予算に対して賛成討論を行わせていただきます。

尾崎市長の3期12年の市政運営に敬意を表して、東大和市新年度予算について賛成の立場で討論を行います。

市長は今回の一般会計予算に対して、水と緑と笑顔が輝く東大和の実現のため、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指して、重要施策として、子ども・子育て支援施策の推進、健康・高齢者施策の推進、都市の価値を高める施策の推進、持続可能な行財政運営等の推進に取り組むこと、人口減少の抑制や、人口減少を見据えた行政運営を行うとしました。その姿勢は評価するものです。

具体的には、児童発達支援センターの新設や子供医療費助成の対象を高校生等まで広げたこと、中学校全校を対象としたオンライン英会話レッスンを行うなどの予算配分については了解できるものとして、賛成するものです。

ただし、今後の行政運営を行う上で指摘しておきたい点もあります。

まず、日本一と明言する子育てしやすいまちを目指すなら、例えば学校給食費の無償化まで検討しないと、本当に日本一の評価は得られないと考えます。給食費無償化をすぐ実施しろとは言いませんが、少なくともそうした検討はすべきだと思います。

また、シニアが活躍できるまちというなら、その活動拠点でもある公民館の全面有料化を検討していることには大変疑問です。本来市民が地域活動や文化教養活動を行い、市民活動を活性化させることで、結果的にまちづくりに貢献できるようにする場が公民館です。市民と行政が一体となって、まさに協働のまちづくりを行うことができる社会教育施設である公民館を単なる貸し部屋のように扱い、行革の対象にしていることも間違いです。今回の予算ではまだ有料化には踏み切ってはいませんが、東大和を本当に魅力あるまちにするなら、もっともっと公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を活用すべきことを提言いたします。

あわせて、SDGsの持続可能な国際目標に取り組むことを表明することには大いに賛同するものでありますが、その具体的取組が予算上あまり見えないことも残念なことであります。

加えて、特別会計の国民健康保険の問題ですが、法的に東京都の管理下に置かれ、制約が多くなってしまったことは理解いたします。しかし、コロナ禍における経済の沈滞や、ウクライナでの戦争の影響もあって、各種物価高が進み、国保加入者の生活は大変深刻にもなっています。多摩の多くの市が値上げの据置きなどを行っていることも参考にして、市民負担軽減のためにさらなる柔軟な対応を求めるものであります。

幾つか述べましたが、いずれにしても、やまとみどりとしては、この尾崎市政最後の一般会計及び特別会計について賛成する立場を表明して、討論といたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

[1 番 二宮由子君 登壇]

○1番(二宮由子君) 議席番号1番、二宮由子です。興市会を代表し、令和5年度一般会計予算ほか3特別会計予算及び1公営企業会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

さて、今回提案された予算では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、子ども・子育て施策の推進として高校生等への医療費助成に係る経費や保育園等施設整備補助金、中学校におけるオンライン英会話レッスンの導入に係る経費や学力の向上を図るためのA I型教材ソフトの導入に係る経費、第七小学校建て替えに係る経費、健康・高齢者施策の推進として、ひきこもり実態調査に係る経費や母子の産後ケアに係る経費、(仮称)東京街道運動広場管理棟新築工事に係る経費、都市の価値を高める施策の推進として、市民会館をはじめとした公共施設における空調及び照明設備等更新工事に係る経費や都市マスタープランの改定に係る経費、狭山緑地フィールドアスレチック改修に係る経費、持続可能な行財政運営等の推進として庁舎非常用発電設備等更新工事費など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価いたします。

そのほか、細かく申し上げれば、(仮称)学童保育所第二クラブ学校内保育所の開設に係る経費や带状疱疹ワクチン接種に係る経費、企業版ふるさと納税制度の活用に係る経費なども評価するものです。

コロナ禍の爪痕が残り、金融危機もうわさされる中、3期12年にわたり、あれかこれかの視点を推し進め、施策の積極的な取捨選択と人的・物的資源の集中をされてこられた尾崎市長に改めて感謝を申し述べ、討論いたします。

[1 番 二宮由子君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。令和5年度一般会計予算、3特別会計及び下水道事業会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

人口減少を抑制する取組、減少を見据えた行政運営として、市の魅力を高め、事務改善を進めることには賛成です。

市の子育て支援については、保育園は建て替えが進み、新設の認可保育園のほかにも、小規模保育など多様な保育の充実が図られてきました。しかし、東大和市で生まれる子供が激減しています。昨年12月、1か月の出生数は僅か21名でした。経年で見ても、決してコロナの影響だけではありません。2015年にピークを迎え、2017年までは年間700人台でしたが、2019年からは年間500人台になっています。「輝きプラン」を基に、あらゆる施策において、安心して暮らすことができ、魅力あるまちづくりを進めていくための予算となっているかが重要なポイントだと考えます。

また、地球規模の気候変動危機に向け、ようやく再生可能エネルギーの活用を拡充し、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に向けての調査、空調設備更新とともに行う照明のLED化を進めることを大いに評価します。

調査結果やLED化によるCO₂排出削減効果などを広く公表することは、市民への啓発にもつながります。積極的な情報公開を求めます。

女性のための悩みごと相談を開始することを評価します。令和6年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせて、安心して相談できる環境を充実していくことを望みます。

手話言語条例策定に向けては、まずは早い段階で聴覚障害のある方々との意見交換を求めます。

公園・緑地の整備に当たっては、地域住民の理解、周知を十分に行って進めていただきたい。そのためには、整備内容を事務的に伝えるだけでなく、完成を楽しみに期待を持っていただけるよう、内容や大きさを工夫した垂れ幕や看板の設置などを求めます。

学校教育においては、児童・生徒の学びとともに、社会性や人間関係について、交流や相談など、ほかの事業との連携で一人一人の子供に合った成長の機会を充実させることを求めます。

国民健康保険事業特別会計については、委員会での審議でも述べたとおり、令和5年度は連続6年値上げの財政健全化計画最終年となり、令和6年度以降の方針を市民に向け早く示していくことを求めます。大きな負担となっている国保税については、協力してきた市民に応える意味でも、令和6年度は値上げをしないという方針となるよう、来年度検討を進めることを望みます。

介護保険事業特別会計については、地域密着型サービス事業を行っている特に小規模の訪問介護やデイサービス事業所が幾つか撤退しています。今の介護報酬では、場所を維持し、送迎、食事の提供、事務作業を行うことが厳しく、質のよいサービスを行おうとしても、結局働く人は低収入となり、人材も集まらず、事業継続ができなくなってしまいます。東大和市内だけではなく、全国的に見られることであり、介護保険制度自体の問題ではありますが、市としては、事業所がなくなれば事業実施ができなくなります。人材確保には労働に見合った対価が必要です。地域できめ細やかな介護サービスを提供している事業所の役割を評価し、国への制度見直しを求めるとともに、第9期計画策定に向けて、市独自の支援策の検討を求めます。

今回の予算審議の内容が、来年度、新しい市政となっても着実に実施されることを期待し、賛成討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第1号議案 令和5年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第2号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第3号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第4号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第5号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 委第1号議案 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 委第1号議案 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 委第1号議案 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正法が直接適用される地方公共団体と異なり、議会は改正後の同法の適用対象外となります。このため、市の実施機関と市議会が保有する個人情報の取扱いに関し、差異が生じることを避けるため、必要な事項を定め、制定するものであります。

なお、当条例案につきましては、令和4年8月から計5回にわたり議会運営委員会において協議を行ってまいりました。

その結果、本日、委員会提出議案として提出することとなったものであります。よって、配付しております条例案をもって、この場での説明に代えさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 委第1号議案 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

一連の条例改正、条例制定は、国や自治体の保有する情報を民間に開放し、民間が営利目的でこれを活用できるようにするという国主導の法改正に伴うものです。行政が匿名加工情報の一覧を作成し、民間がこれを活用するというもので、市民の情報が本人の知らないうちに匿名加工情報として民間に流出します。自分の情報が知らないうちに利用されたり外部に流出することがあってはならないという情報の自己コントロール権に関する質疑で、一定の関与はできると答弁がりましたが、市民が条例に基づく権利行使の手続きをして初めて一定の範囲内で関与できるにすぎません。

また、議会として匿名加工情報を作成しないという担保も、条例上は明記されていないことも明らかになりました。法改正に伴い、市議会として個人情報の保護に関する条例を制定しなくてはならないという枠組みそのものは理解しますが、本条例案は情報の自己コントロール権を侵害する可能性を排除するものとなっていないことから、反対するものです。

以上です。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

委第1号議案 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（関田正民君） 日程第22 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 委第3号議案 交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第23 委第3号議案 交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第3号議案 交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議案提出者を代表しまして、議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきます。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表（第2条関係）の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設物のことです。4区分に区分けされていたものを従来より単価の低い区分、5区分新設することで、改定前に比べ年間約2,500万円、約30%の減収となりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3社です。

市は、平成22年の東京都の改定に準拠した改正と説明されてきましたが、しかし、平成26年4月に行った東京都の単価引下げの改定の際には、東京都に準拠すればさらに991万円の収入減になるとして改定を見合せされました。東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないものでは決してありません。追従したのは当時8市のみです。東大和市も東京都に準拠した値下げと市は説明をされてきましたが、準拠する必要はなかったものと思われる。

令和5年3月現在の地下埋設管の区分ごとの各市の状況ですが、4区分のところは1市、5区分のところは……、失礼しました。6区分のところは1市、7区分のところは3市、8区分のところは1市、9区分のところは20市となっております。東京都の示す区分よりも少なくしている市は6市でした。

平成26年度改定後に、東京都の市部の基準額より高い単価を採用している市は16市あります。都の基準表どおり徴収するよりも収入を増やしています。このうち小金井市では、令和2年度より4区分から8区分へと改定をし、約3,000万円の増収となっております。また、小平市では令和2年度より7区分から9区分へと改定をし、同様に約1,200万円の増収となっております。国分寺市では、市の31年の固定資産税評価額を基に算出し、令和3年度より9区分にした上、令和3年度から3か年の激変緩和措置も取りながら、令和5年度には約800万円の増収を見込むものと説明しております。

東大和市も今独自収入の確保に努力をされているところかと思えます。道路占用料は、市の独自財源を増やす上で多くの自治体が重視をして増収を図っている財源です。予算特別委員会の答弁から積算すると、区分・単価を前回改定前に戻せば約2,600万円余りの増収を図ることが見込まれます。まず一旦4区分に戻して減収分を回復し、その後において、これにとどまらずさらに増収を図るための検討を行うべきかと思えます。

市税で約1億円増収となっても、75%以上が基準財政収入額に算定をされるため2,000万円程度の増収しかない望めないところを、道路占用料は基準財政収入額に算入されないため増収額は100%財源の増となります。説明は以上です。

それでは、お手元にございます道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を読み上げて提案をさせていただきます。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.2メートル未満のもの。長さ1メートルにつき1年。180円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの。長さ1メートルにつき1年。340円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの。長さ1メートルにつき1年。930円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が1メートル以上のもの。長さ1メートルにつき1年。

1,860円。

附則として、1、この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

以上です。

よろしく申し上げます。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第25 議第2号議案 保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第25 議第2号議案 保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） ただいま議題に供されました議第2号議案 保育の基準の抜本的な引上げと保育士の

処遇改善を求める意見書について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

保育施設で子供が命を落とす事故が相次いでいます。その背景には、国の保育士配置基準や処遇の低さに原因があるとされ、安心・安全な保育を行う条件が保障されないまま、子供たちの安全は保育現場の必死の努力に任されています。

子供の豊かな育ちを保障するために、全国知事会は保育士の配置基準の見直しを提言しましたが、全国でも喜多方市や大和市、東京都では三鷹市など、多くの自治体で保育士の配置基準の見直しや処遇改善を求める意見書が次々に可決されています。地方自治体から声を上げることが保育士の処遇改善を早急に実現するための後押しになると考え、東大和市においても本意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書。

保育所をめぐっては、保育の受皿整備などによって待機児童が4年連続で過去最少を更新する一方で、慢性的な保育士不足による保育の質の低下が懸念されています。

そのような中で、バスへの置き去り事故や、保育士による児童虐待という信じ難い事態も起きています。

昨年、10月時点の保育士の有効求人倍率は2.49倍で、全職種平均の1.35倍を大きく上回っています。深刻な人手不足の一因は業務負担の重さであり、背景には保育士の配置基準があるとされています。現行の配置基準では保育士1人当たりゼロ歳児は3人、1～2歳児は6人、3歳児は20人、4～5歳児は30人で、このうち4～5歳児の配置基準は1948年に定められて以来、一度も見直されていません。

また、日本の基準は欧米に比べて手薄で、保育士1人当たりの負担が重く、これでは子どもに目が行き届かず、思わぬ事故にもつながりかねません。さらに、保育士は高い専門性を求められ、責任の重い仕事であるにもかかわらず平均月給は全産業平均より約5万円低く、処遇改善も必要です。配置基準の見直し、処遇改善を行い、保育人材を確保することは急務です。

今後、新たな保育需要の増大も見込まれており、どのような状況であっても子どもの安全とより豊かな保育を格差なく保障するために、保育士の配置基準の見直しや公定価格の引上げによる処遇改善を図り、保育の質の向上を求め、国に対し、下記の措置を講じられるよう要請いたします。

記。

- 1、保育士配置基準を見直し、保育士の増員を図ること。
- 2、保育士の賃金を引き上げ、専門職にふさわしい処遇に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

議第2号議案 保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 議第3号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第26 議第3号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時53分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 二 宮 由 子

署 名 議 員 中 間 建 二